

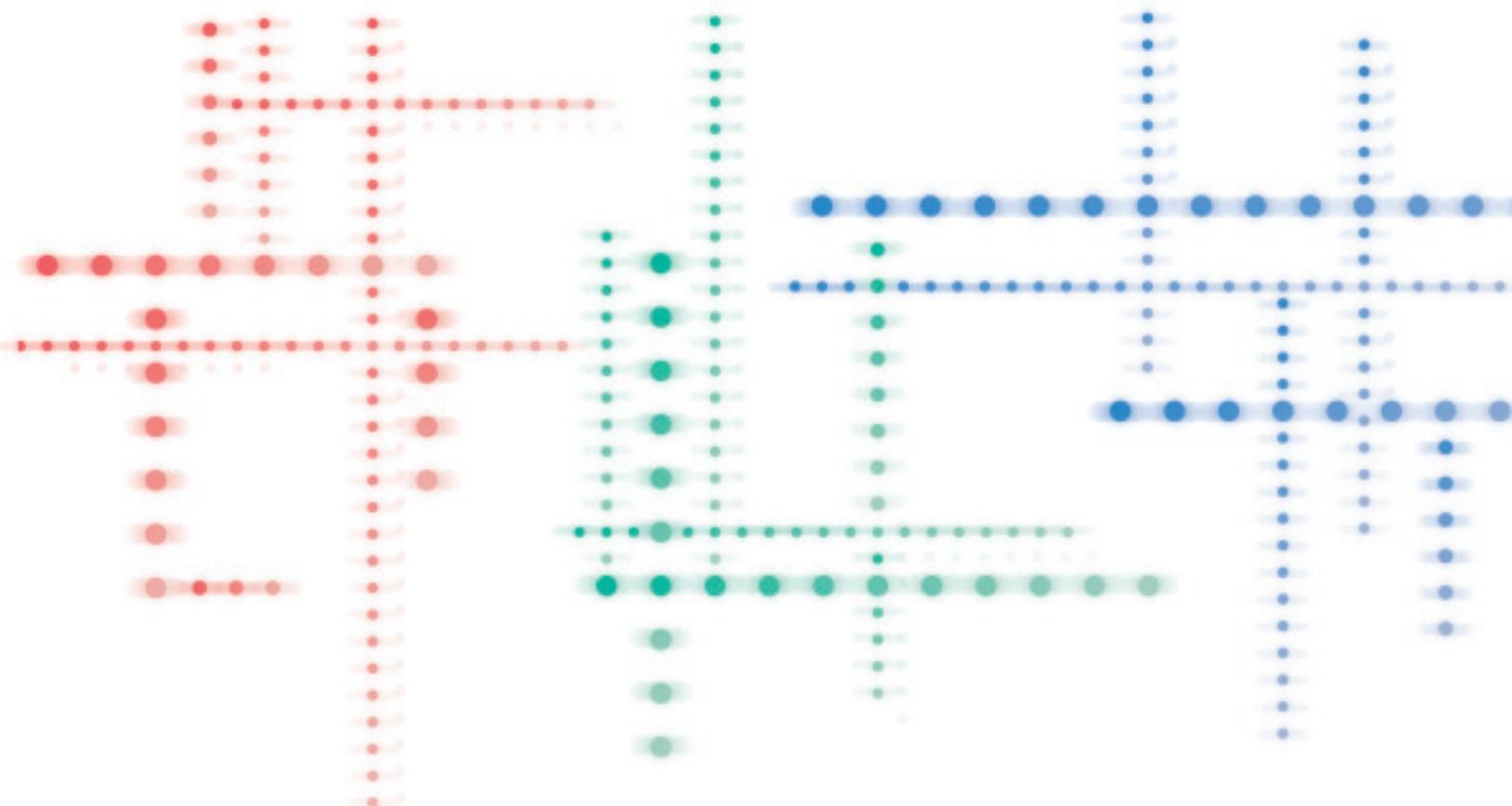
ソニー損保 アニュアルレポート

2002

ソニー損害保険株式会社

つながること。新しいこと。





ごあいさつ	1
経営理念	2
会社の特色	4
取扱商品	
自動車保険	8
ガン重点医療保険	12
所得補償保険	14
傷害保険	15
サービス	
ダイレクトならではの事故解決サービス	16
インターネットによる「事故対応経過のご案内」サービス	18
保険金お支払いまでの流れ	19
契約のお申込み	20
保険販売・勧誘方針	22
お客様の個人情報の取扱いについて	24
リスク管理・コンプライアンス体制	25
決算ハイライト&トピックス	26
資料編	28

本冊子は、保険業法第111条に基づき、ソニー損保の考え方や特色、保険サービスに対する取り組み、財務情報などをご紹介させていただくために作成したディスクロージャー資料です。ソニー損保についてご理解いただくうえで、少しでもお役に立てていただければ幸いです。



ごあいさつ

日頃は皆様の格別のお引き立てを賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。

ソニー損保は、2002年秋で開業から丸3年を迎えますが、商品・サービスに対する認知度や信頼性の向上などにより業績も順調に伸展し、ご契約者数も2002年3月期決算では前期の倍以上になりました。これも皆様のご支援の賜物と厚く感謝申し上げます。

昨今は、お客様が保険商品や保険会社を比較検討し、厳しい目で選択されるようになってきております。そのため、保険会社には、お客様のご期待にお応えできる付加価値の高い商品やサービスを開発していくことが、以前にも増して求められてきております。

こうした環境変化の中、ソニー損保は従来から販売しております自動車保険を中心に、商品やサービスをより一層充実させ、お客様にとっての付加価値を追究してまいりました。それに加えて、2002年6月には新たに医療保険分野に進出し、ガン重点医療保険[シュア]を開発・販売しております。

今後も、お客様本位の姿勢を大切にお客様と良好な関係を築き、信頼していただける、そして選んでいただける保険会社をめざし、ソニー損保らしいサービスやダイレクトならではの良さをわかりやすい形で提供してまいりたいと存じます。

そして、一人でも多くのお客様に「ソニー損保を選んで良かった」「これからもソニー損保を選びたい」と感じていただけるよう、精力的に努力を続けてまいりますので、相変わらぬご愛顧とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ソニー - 損害保険株式会社

代表取締役社長 **山本 真一**

Vision

ソニーらしく、自由闊達な発想のもと
現在から未来への担い手として
新しいライフスタイルをつくるため
常に創造と革新にチャレンジします。

会社の現状

社名(英文社名)	ソニー損害保険株式会社 (Sony Assurance Inc.)
代表取締役社長	山本 真一
設立年月日	1998年6月10日(ソニーインシュアランスプランニング株式会社として設立)
本社所在地	〒144-8721 東京都大田区蒲田5-37-1 アロマスクエア11F
電話番号	03-5744-0300(代表)
資本金および 資本準備金	300億円
出資会社	ソニー株式会社100%
事業内容	損害保険業

会社の沿革

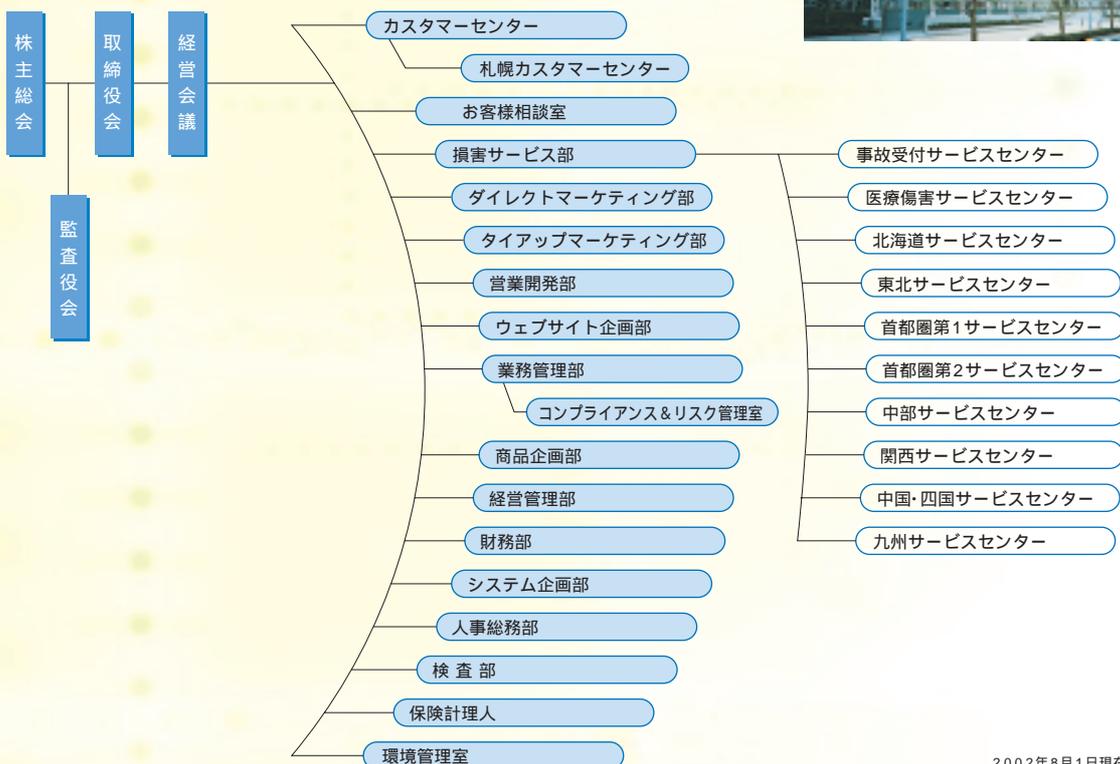
1998年 6月	ソニーインシュアランスプランニング株式会社設立
1999年 7月	本社を東京都大田区におく
1999年 8月	資本の額を100億円とする
1999年 9月	金融再生委員会より損害保険業の免許を取得 社名を「ソニー損害保険株式会社」に変更 インターネットでの申込受付開始
1999年10月	電話での受付開始
2000年 7月	資本の額を200億円に増額(100億円の増資)
2001年 4月	事故受付サービスセンター開設
2001年 8月	資本の額を300億円に増額(100億円の増資)
2001年10月	北海道サービスセンター開設
2002年 6月	札幌カスタマーセンター開設
2002年 8月	医療傷害サービスセンター開設

Mission

お客様との直接対話を通して
合理的で質の高い保険サービスを提供し
安全で安心できるパーソナルライフの
実現に貢献していきます。



会社の機構



2002年8月1日現在

ソニー損保はお客様との「つながり」を大切にしています。

ソニー損保は、お客様の声を商品やサービスに反映してご満足いただける保険サービスを提供するため、お客様との「つながり」を大切に考えています。

コーポレートスローガンに選んだ『^{ワン}one ^{オン}on ^{ワン}one』という言葉は、「お客様ひとりひとりとダイレクトにつながることで、今までにないタイプの保険会社をめざす」そんな私たちの基本姿勢を表しています。

電話やインターネットなど、ダイレクト保険会社ならではのさまざまな「つながる」手段をご用意しています。お客様の目的やご都合に合わせて自由に手段をお選びいただくことで、お客様とソニー損保との快適なコミュニケーションの実現をめざしています。

電話でつながる

お客様に快くお電話していただけるよう、常にお客様の立場にたったわかりやすい説明、質問に対するスピーディな回答を、スタッフひとりひとりが心掛けています。

カスタマーセンター

ソニー損保の自動車保険

0120-919919（受付時間：9時～22時 日曜・祝日は18時まで）

自動車保険の保険料のお見積り、資料のご請求、商品についてのお問合せをお受けします。

ソニー損保のガン重点医療保険[シュア]

0800-919919-5（受付時間：9時～22時 日曜・祝日は18時まで）

ガン重点医療保険[シュア]の資料のご請求、商品についてのお問合せをお受けします。



コーポレートスローガンは「^{ワン} ^{オン} ^{ワン} one on one」

「one on one」とは、ひとりひとりのそばで常にコミュニケーションをとりながら親身になってお手伝いしてさしあげる場合に使う言葉です。

つながること。新しいこと。  The logo consists of the word 'one' in red, 'on' in green, and 'one' in blue. The 'o' in 'on' is connected to the 'e' in 'one' by a dotted line.

ひとつのoneはお客様、もうひとつのoneは私たち
ソニー損保を表し、2つが直接「つながる」ことで、
距離と時間を感じさせない親切できめ細かなサー
ビス、ひとりひとりに行き届いたケアをめざします。

ロゴマークは、one(お客様)とone(ソニー
損保)のインタラクティブなつながりを、躍動
感のあるスタイルで表現しています。

ご契約者向け

事故受付サービスセンター(24時間365日受付)

24時間365日の事故受付体制で、お客様をしっかりとサポートします。

「one on oneクラブ」サポートデスク(24時間365日受付)

ロードサービスなど自動車保険ご契約者向けの各種サービスを提供します。

one on oneご契約者デスク

ご契約内容についてのお問合せや変更のご連絡をお受けします。

お客様相談室

お客様のご意見・ご要望を直接お伺いします。

0120-101-656 (受付時間:9時~17時30分)

インターネットでつながる

お客様の利便性向上をめざし、インターネットを活用したサービス提供にも力を入れています。保険料見積りや資料請求、各種手続などの機能を充実させるほか、商品やサービス、会社の状況などの情報を提供しています。

<http://www.919919.com>

<http://www.sonysonpo.co.jp>



見積り・申込み

保険料見積り

お客様の条件やご希望に合わせて補償を選択し、何度でも見積ることができます。保険料見積りにユーザー登録は不要ですので、どなたでもお気軽にお見積りいただけます。

ワンステップ申込み(自動車保険)

インターネット上ですべての申込手続が完了する方法(申込書の記入、捺印、郵送などが不要)で、自動車保険ではソニー損保が初めて開始したサービスです。インターネットから申込むと、インターネット割引が適用されます。

電話で見積り後、インターネットで申込み(自動車保険)

電話でお見積りいただいた内容を、後日インターネットで確認することができ、さらに、そのままインターネット上で申込手続を完了することもできます。また、電話でお見積りいただいた条件や補償内容をインターネット上で変更して再見積りをすることもできます。最初に電話でお見積りいただいた場合でも、インターネットで申込めばインターネット割引が適用されます。

ライフプランナーを通してつながる

ソニー生命保険株式会社と、募集における業務委託契約を結んでおり、ソニー生命保険株式会社の営業社員(ライフプランナー)が、ソニー損保の自動車保険、所得補償保険、傷害保険の募集を行っています。お客様は生損保問わずにトータルなリスクコンサルティングを受けることもできます。

ソニー生命保険株式会社

ソニーグループのもう一つの保険会社であるソニー生命保険株式会社は、お客様ひとりひとりに最適な保障プランを提案し、オーダーメイドで商品を提供しています。

従来から好評を得ているライフプランナーによる保険のコンサルティングセールスに加え、お客様のさまざまなニーズに対応するため、インターネットやコールセンターを通じたダイレクト販売方式の営業形態も取り入れています。



ご契約者サイト

ご契約者専用のサイトを用意しています。(自動車保険)

契約の更新手続

アクセス番号などを入力するだけで、お客様専用の更新手続画面を呼び出すことができ、その場で契約の更新手続が完了します。
インターネットで、更新手続を行うとインターネット割引が適用されます。

事故対応経過のご案内

(詳細 18ページ)

契約内容・申込内容の照会

契約内容の変更

連絡先一覧

サービスガイド

よくある質問・問合せ



ソニー損保は ソニーグループの一員です

ソニー損保は、ソニー株式会社100%出資の子会社で、金融サービス事業を提供するソニーグループ企業のひとつです。ソニーグループでは、ソニー損保のほか、お客様のニーズに合わせたオーダーメイド型の保険商品の提供で定評がある「ソニー生命保険株式会社」、クレジット/リース/レンタルからEC決済まで幅広くファイナンス事業を展開する「株式会社ソニーファイナンスインターナショナル」、個人のためのキャッシュマネジメント・ツールの提供をコンセプトに開業したインターネット銀行の「ソニー銀行株式会社」などが金融サービスを提供しています。

金融サービスのシンボルマーク



金融サービスを提供するソニーグループ企業各社は共通のシンボルマークをコーポレートブランドとして使用しています。シンボルのデザインは、ソニーグループのコーポレートカラー「ソニーブルー」にグリーンを組合せ、信頼性やスピード感を表現したものです。

ソニー損保の 自動車保険

(約款名：総合自動車保険 Type S)

1999年秋の開業当初から、充実した補償を合理的な保険料で提供するリスク細分型自動車保険を販売しています。

商品の特長

「人」を中心に考えたリスク細分型

お客様の車との付き合い方に着目したリスク細分項目を採用しています。
リスク細分項目:「車の使用目的」「年間走行距離」「年齢」「車の型式」

納得感のある合理的な保険料

ダイレクト販売による業務の集中化および効率化によりコストを削減し、お客様に納得していただける合理的な保険料を実現しました。

高品質な補償

保険の価値は事故時の「補償」にあります。
ソニー損保ではお客様に万一の時でも安心していただける高品質な補償を充実させています。

補償の組合せが自在

お客様のカーライフに合わせて、特約や補償を自由に選択することで、お客様にぴったりの自動車保険を設計することが可能です。



上記以外の主な補償・特約

対人賠償保険

自動車事故により歩行者や相手の車、自分の車に搭乗していた方など、他人を死傷させてしまった場合の補償。

対物賠償保険

自動車事故により相手の車、自転車、電柱、家屋など、他人のものを壊してしまった場合の補償。

自損事故保険

ご契約のお車での単独事故で、保有者・運転者・同乗者の方が死傷され、かつ、自賠責保険の補償が受けられない場合の補償。

無保険車傷害保険

事故の相手が保険に入っていなかったり、相手の保険による補償が十分でなかった場合の、ご契約のお車に搭乗していた方の死亡・後遺障害についての補償。記名被保険者とそのご家族については、歩行中などご契約のお車に搭乗していないときも補償。

搭乗者傷害保険

自動車事故により、ご契約のお車に搭乗していた方(運転者含む)が死傷された場合の補償。

ソニー損保が提案する充実した補償

「おりても特約」

ご契約のお車で外出した際、ご自宅に帰って来るまでに起こった「車外でのケガ」「車の外に持ち出したモノの損害」「車外でのトラブルの賠償責任」を補償します。「ソニー損保の自動車保険」にこの特約を付帯すれば、ご搭乗中も車を降りた時も切れ目無く補償されます。



「あしすと特約」

ご契約のお車に乗っていた方が、自動車事故により死傷された場合に、家事代行費用とお子様の育児費用を補償します。



人身傷害補償担保特約

お客様やご家族の方、車に搭乗中の方が、自動車事故により被ったケガなどの損害を、示談交渉を待たずに、また、過失の有無や割合に関係無く保険金額を限度に全額補償します。

子供後遺障害特別保険金(搭乗者傷害保険から)

ご契約のお車に搭乗中の18歳以下の方が自動車事故で後遺障害を被った場合、従来の後遺障害保険金にプラスして「子供後遺障害特別保険金」を支払います。

臨時費用保険金(対人賠償保険から)

対人事故を起こしてしまったとき、被害者への当座のお見舞金などの費用として、臨時費用保険金を手厚くしています。(死亡時15万円、入院時3日以上で3万円)

割引制度

継続割引

当社の自動車保険をご継続いただくと、契約条件や前年度の事故の有無にかかわらず、ソニー損保での継続回数に応じて保険料を割り引きます。

インターネット割引

インターネットで申込みや契約更新手続きをされた場合は、インターネット割引が適用されます。

インターネット
割引

車両保険

ご契約のお車が、衝突・接触などで損傷したり、火災・盗難などにあった場合の補償。「一般車両保険」と「エコノミー+A車両保険」の2種類がある。

車内身の回り品特約

ご契約のお車の室内・トランク内に積載中のゴルフ用品やカメラなど、身の回り品に生じた損害の補償。

他車運転危険担保特約(優先払)

借りた車での事故のときでも、お客様の保険から優先して支払われ、貸主の方にご迷惑をかせません。

原動機付自転車担保特約(ファミリーバイク125cc以下)

記名被保険者やご家族の方が、ファミリーバイク(借用含む)を運転中に起こした対人・対物・自損(傷害)事故について補償。

詳しい商品内容は、商品パンフレットやインターネットのホームページなどでご紹介しています。

ソニー損保の 自動車保険

one on one クラブ(ご契約者向けサービス)

自動車保険のすべてのご契約者^{ワン オン ワン}が自動的にメンバーになる「one on oneクラブ」では、各種の充実した無料・割引サービスをご用意し、事故時だけではなく故障時もお客をサポートします。(「one on oneクラブ」サポートデスクでの受付は24時間365日行っています)

() 保険契約の記名被保険者が個人の場合
これらのサービスは、ソニー損保の提携会社より提供しています。

トラブルサポート(ロードサービス) 事故・故障時に素早く対応します。



クイックサポート 無料サービス

お車にトラブルが発生した時に、全国のサービス拠点からスタッフが駆けつけ、キー閉じ込みやバッテリー上がり、タイヤのパンクなど、各種トラブルに対する応急作業を実施。スタッフの出張料金、作業料金について無料サービス。(外出先だけでなく自宅駐車場でも可)



レッカーサポート 無料サービス

事故・故障によりお車が自力走行できなくなった時、レッカー車が現場へ急行し、最寄りの修理工場やお客様ご指定の工場等まで牽引。15キロ(継続契約者は30キロ)まで無料。レッカー車1台で対応可能なもの(タイヤ1本まで)については車両の落輪・脱輪の引き上げ作業も無料。



緊急連絡サポート 無料サービス

お客様から事故のご報告をいただいた際、ご希望に応じ、修理工場への連絡・手配、ご家族やお勤め先への連絡などを、お客様に代わって実施。



応急処置サポート 無料サービス

お車のちょっとしたトラブルについて、スタッフが応急処置などに必要なアドバイスをお電話で提供。



宿泊・帰宅サポート 無料サービス

外出先での事故・故障により、お車が自力走行不能になった場合に、トラブル現場から帰宅するために必要な代替交通機関を手配。当日の帰宅が困難な場合には宿泊施設を手配。事故・故障の際に、お車に搭乗中の方(車検証記載の定員数を限度)を対象に費用を無料サービス。



修理後搬送サポート 無料サービス

事故・故障によりお車が自力走行不能になり、修理工場に入庫した場合、修理完了後の車を陸送車にてご自宅まで搬送。搬送にかかる料金を無料サービス。

ドライブサポート 安全で楽しいドライブをご提案します。



カーケアサポート 紹介サービス

ソニー損保指定修理工場「S・mile工房」をご利用いただいた際には、無料引取/無料納車/修理・整備期間中の無料代車の提供/修理箇所ワンオーナー保証などのサービスを提供。



ナビゲーションサポート 無料サービス

交通情報や24時間営業のガソリンスタンドなどをお電話でご案内。また、電話1本でご希望の場所の道路地図をFAX。



チャイルドシートレンタルサポート 割引サービス

提携会社からのチャイルドシートのレンタルを割引料金で紹介。

グッドライフサポート 快適な暮らしを応援します。



健康・医療相談サポート 無料サービス

健康に関する悩みについてのアドバイスや、夜間・休日の救急病院のご案内等、24時間365日経験豊富な医療スタッフがお電話で対応。



法律相談サポート 無料サービス

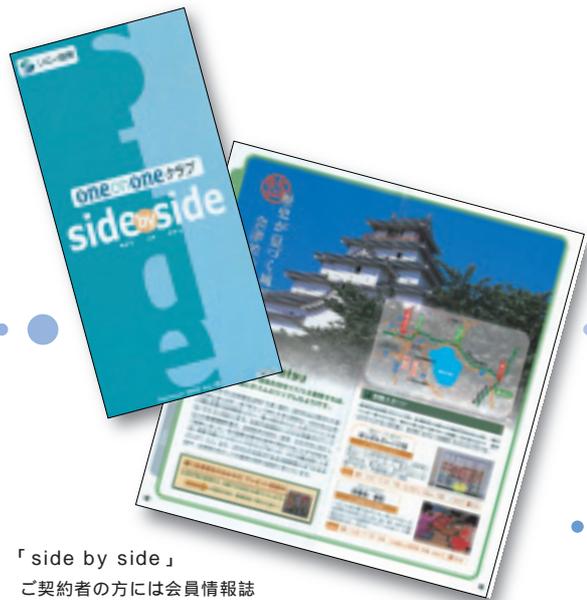
日常生活でお困りのことで、法律に関する一般的なご相談(最大30分)に、弁護士や専門知識を持つスタッフがお電話で回答。
(予約制 X 祝日を除く月～金、10時～17時)



「one on oneクラブカード」
お申込手續完了後にメンバーズカードをお送りします。



事故や故障時のほか、車検・点検時には、ご希望に応じてS^{スマイル}-mile工房(ソニー損保指定修理工場)をご紹介します。



「side by side」
ご契約者の方には会員情報誌「side by side」をお送りしています。
各種商品やサービスのご紹介のほか、ご契約者の方から多く寄せられるご質問への回答、ドライブ情報などを提供しています。

詳しいサービス内容は、お申込手續完了後にお送りするサービスガイドなどでご紹介しています。

生きてゆく、確かな力。[シュア]



ソニー損保の**ガン重点**医療保険

(約款名：傷害および疾病危険担保特約付がん保険)

幅広い保障を、納得感のある合理的な保険料で提供することをコンセプトに、医療保険分野商品を開発し、2002年6月からダイレクト販売を開始しました。

商品の特長

「生きてゆく」ための「確かな力」に

死亡保障や解約返戻金を設けないことにより保険料を抑える一方で、治療費が高額で治療期間も長引きがちなガンの保障を手厚くしたり、交通事故で要介護状態になった場合に一生涯年金を支払うなど、「生きてゆく」ための「確かな力」となるよう工夫しました。

必要な保障をまとめてパッケージに

病気やケガで入院・手術したときやガンと診断されたときに加え、交通事故で要介護状態になったとき、日常生活で賠償責任が生じたときなどもまとめて保障するパッケージ型の商品です。

「生涯継続型」と「10年更新型」の2タイプを用意

保険料が契約時から年齢が上がっても変わることなく保障が一生続く「生涯継続型」と、当初は割安な保険料で加入できる「10年更新型」の2つの契約タイプをご用意していますので、ご契約者のニーズに合わせてお選びいただけます。

手厚いガンの保障(消化器ガンによる入院保険金を重点保障)

治療費が高額で、治療期間も長くなる場合が多いガンについては、通常の病気やケガの2倍の入院保険金を支払います。さらに、日本人に多い消化器のガン()については、通常の病気やケガの3倍の入院保険金を支払いますので、高額治療費などにも備えられ、治療に専念することができます。

消化器のガンは日本人のガンの65.6%を占めています。(1999年 日本病院会調べ)
消化器のガンとは、「食道」「胃」「小腸」「結腸」「直腸」「肛門」「肝」「胆のう」「膵」等の悪性新生物を指します。

5つのプラン

契約タイプ	プラン	付帯する特約(= 付帯)	
		60歳保険料半額特約	健康マイレージ特約
生涯継続型	Aプラン		
	Bプラン		
	Cプラン		
	Dプラン		
10年更新型	Eプラン		

解約返戻金

無し。その分、お求めやすい保険料設定。

払込期間

生涯継続型は終身(一生涯)、10年更新型は10年全期。

払込方法

口座振替の月払いのみ。

契約可能年齢

満20歳～満65歳。なお、10年更新型は、最大満80歳まで継続可能。

ソニー損保独自の特約

以下の2つの特約は生涯継続型の契約タイプをお選びいただいた場合に付帯できます。

60歳保険料半額特約

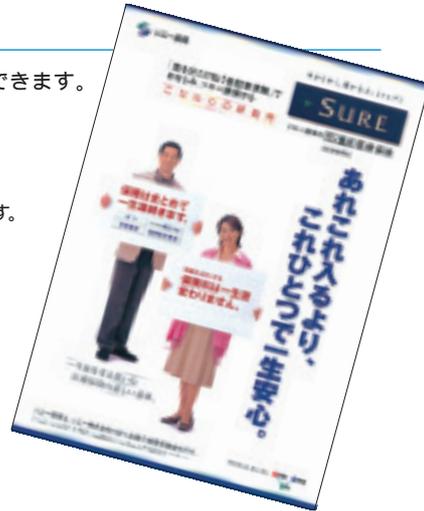
月々わずかな追加保険料で、満60歳以降に月々お支払いいただく保険料を半額にできます。

満67歳以下の方が対象です。

健康マイレージ特約

月々わずかな追加保険料で、ご加入直後の15年間のうち、一定の条件⁽¹⁾を満たした期間(1期間=3年)の数に応じて、満60歳以降のガン以外の病気・ケガの入院保険金が1,000円ずつ増額されます。

一定の条件=ガン以外の病気・ケガでの入院日数が、通算で5日未満だった場合。(ガンによる入院保険金請求はカウントしません)
満45歳以下の方が対象です。



キャッシュバック制度

既契約者への特典として、以下2種類の保険料キャッシュバック制度を用意しています。(キャッシュバック金額上限:3,000円)

自動車保険ご契約者キャッシュバック

ソニー損保の自動車保険のご契約者が加入された場合は、保険料が1ヵ月分戻ります。

夫婦医療保険ご契約者キャッシュバック

夫婦でそれぞれご加入いただいた場合は、一人分の保険料が1ヵ月分戻ります。

損害保険会社ならではの保障

以下の2つの損害保険分野の保障も、すべてのプランにパッケージされています。

交通事故傷害介護保険金担保特約

交通事故で要介護状態になった場合に「交通事故傷害介護保険金」を、事故日から181日目以降の要介護状態である期間に於いて毎年200万円支払います。

個人賠償責任危険担保特約

本人や家族⁽²⁾が誤って他人の物を壊したり、他人にケガをさせてしまったりなどにより、法律上の損害賠償責任が生じた場合に「賠償責任保険金」を1事故につき最高5,000万円支払います。

家族=配偶者、または本人もしくは配偶者と生計を共にする同居の親族・別居の未婚の子

主な保障内容(5プランとも共通)

1.ガン以外の病気・ケガの保障

入院保険金

ガン以外の病気・ケガで継続して1泊2日以上入院した場合、入院日数に応じ、入院1日目に遡って1日につき5千円を支払う。(1入院60日限度、通算1095日限度)

手術保険金

ガン以外の病気・ケガで手術した場合、手術の内容に応じて20万円、10万円、5万円のいずれかを支払う。(入院の有無不問、支払回数無制限)

2.ガンの保障

ガン診断保険金

医師により初めてガンと診断確定された場合、一時金として100万円を支払う。また、これより2年経過後に再度ガンと診断確定された場合は、再度100万円を支払う。(上皮内ガンの場合は1度限り20万円を支払う)

ガン入院保険金

ガン(上皮内ガン含む)で入院(日帰り入院含む)した場合、入院日数に応じ、1日につき1万円を支払う。また、消化器ガンの場合は1日につき1万5千円を支払う。(1入院日数、通算日数とも無制限)

ガン手術保険金

ガン(上皮内ガン含む)の治療のために手術した場合、手術の内容に応じて、40万円、20万円、10万円のいずれかを支払う。(入院の有無不問、支払回数無制限)

詳しい商品内容は、商品パンフレットやインターネットのホームページなどでご紹介しています。

ソニー損保の 所得補償保険

(約款名：長期就業不能所得補償保険)

病気やケガによって就業不能となった場合に、保険金支払限度期間中の所得喪失を長期にわたって補償します。

商品の特長

傷害も病気も補償対象

ケガだけではなく、病気による就業不能も補償の対象となります。

広範な担保範囲

就業不能の原因となるケガや病気については、国内・国外、業務中・業務外を問わず補償の対象となります。

長期にわたる補償

保険金支払限度期間(てん補期間)を「10年間」「60歳まで」等の長期間で任意に設定することができます。

任意に設定できる免責期間

免責期間が任意に設定できるので、生命保険の保障や公的保障が受けられる期間を免責期間に設定することにより、補償の重複を回避することも可能です。

保険の契約期間が長期間

保険期間は2年・3年・5年・10年から選択でき、保険期間中は毎年の更改手続きが不要です。

インフレ対応が可能

保険金支払限度期間(てん補期間)が長期に及ぶことに備え、物価調整特約により、物価上昇に合わせて保険金支払額を増加させることが可能です。

保険料払込免除制度

被保険者が保険金支払いを受ける就業不能な状態となり、かつ所定の重度後遺障害に該当する場合には、免責期間満了後の保険料払込を免除します。



ソニー損保の 傷害保険

(約款名：ファミリー傷害保険TypeS)

事故によるケガで死亡したり後遺障害を被った場合や、入院や通院をした場合などに保険金を支払います。各種特約を付帯することで、日常生活における賠償責任や、外出先での携行品の損害なども補償され、ファミリーリスクを幅広くカバーすることができます。

商品の特長

ライフスタイルに合わせて自由に選べる特約

主契約である「基本の補償(死亡、後遺障害、入院、手術、通院にかかる補償)」に、「特別な補償(11項目の特約)」の中から希望する特約のみを必要なだけ選択・追加することが可能です。

【「基本の補償」の主な特長】

- ・国内・国外、業務中・業務外を問わず補償の対象となります。
- ・生命保険や公的保障の不足分を補うために必要な金額だけを保険金額として設定することが可能です。



さまざまな家族構成に対応する4つの契約タイプ

家族全員型、家族(配偶者除く)型、夫婦型、本人型の4タイプをご用意しています。

補償の重複を避け、保険料を節約できる特約

公的保障やソニー損保の自動車保険の補償と、補償が重複する部分をカットできる特約を用意しているので、保険料の節約が可能です。

補償内容

1.基本の補償

死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金

2.特別な補償

個人賠償責任危険担保特約、受託品賠償責任担保特約、借家人賠償責任担保特約、携行品損害担保特約、キャンセル費用担保特約、救援者費用等担保特約、臨時費用担保特約、育英費用担保特約、家事代行費用担保特約、ペットホテル費用担保特約、ホールインワン・アルバトロス費用担保特約

基本の補償には、就業中の危険不担保特約 証券記載自動車車外危険等不担保特約 や、特定感染症危険担保特約 が付けられます。

所得補償保険・傷害保険は商品が複雑であることや、補償内容が生命保険の保障を補完できるものであることから、ダイレクト販売ではなく、同じソニーグループの保険会社であるソニー生命保険株式会社の営業社員(ライフプランナー)がコンサルティング販売をしています。

所得補償保険・傷害保険の詳細な商品内容は、商品パンフレットなどでご紹介しています。

ダイレクトならではの 事故解決サービス

お客様専任の担当者がお客様とダイレクトにコミュニケーションをとりますので、直接いろいろなご相談をお受けすることができ、対応もスピーディです。
担当者は常にお客様の気持ちにたって、1日でも早い事故解決をめざす「one on one事故解決プログラム」を実行しています。

「one on one事故解決プログラム」

24時間365日の事故受付

事故の相手方へのご連絡、修理工場への損害の確認、代車の手配、病院での治療費の手続きなどの初期対応もスピーディ。

スピーディな対応結果のフィードバック

事故連絡をお受けしたその日のうちに(20時以降の事故受付の場合は翌日)事故の相手の方への対応をして、その結果をお客様にご報告。(自動車保険)

土日・祝日の事故対応サービス(首都圏第1サービスセンター、首都圏第2サービスセンター、関西サービスセンター)

示談代行にいたるまでの社員による事故対応サービスを平日・土日・祝日問わずに実施。

何でも相談できる1事故1担当者制

1人の担当者がお客様の専任担当者として責任を持って対応。(事故やケガの状況などによって担当者が変わることはありません)

全国に広がるサービスネットワークでお客様をサポート

万一事故が起きたとき、いつでも、どこにいても、安心してお任せいただけるよう、全国に広がるサービスネットワークを構築。

サービスセンター拠点

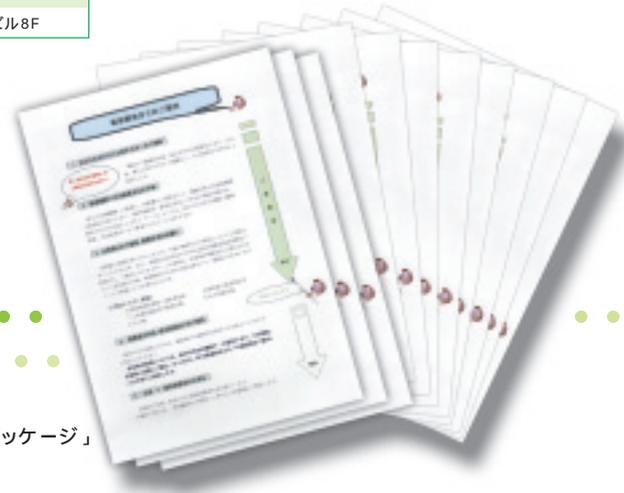
事故受付サービスセンター	東京都大田区蒲田5-37-1 アロマスクエア11F
医療傷害サービスセンター	東京都大田区蒲田5-37-1 アロマスクエア11F
北海道サービスセンター	札幌市中央区大通西9-1-18 ソニー札幌ビル3F
東北サービスセンター	仙台市宮城野区榴岡2-5-30 ソニー仙台第2ビル3F
首都圏第1サービスセンター	東京都大田区蒲田5-40-3 月村ビル9F
首都圏第2サービスセンター	東京都大田区蒲田5-40-3 月村ビル9F
中部サービスセンター	名古屋市中区栄1-23-10 ソニー名古屋ビル4F
関西サービスセンター	大阪市西区新町1-34-15 大阪グレンチェックビル13F
中国・四国サービスセンター	広島市中区中島町2-21 ソニー広島第2ビル1F
九州サービスセンター	福岡市中央区長浜1-4-13 ソニー福岡第2ビル8F

サービスネットワーク

損害調査ネット	約375カ所
指定修理工場(S・mile工房)ネット	約290カ所
弁護士ネット	約70カ所

2002年8月1日現在

「情報パッケージ」



「事故解決のご案内」ハガキ

「中途経過のご案内」ハガキ

「事故受付のご案内」ハガキ



自動車保険の場合

事故受付時に、担当者の顔写真付「事故受付のご案内」ハガキ、事故解決の状況をお知らせする「中途経過のご案内」ハガキ（インターネットでの「事故対応経過のご案内」サービス希望されない場合）、事故解決をお知らせする「事故解決のご案内」ハガキをお送りしています。

電話・Eメールでのタイムリーな経過報告

自動車保険では、電話やEメールのほか、お客様のご希望に応じ、事故解決の進捗状況をわかりやすくフローで解説した「中途経過のご案内」ハガキを定期的にお送りするサービスや、24時間365日必要などきはいつでも事故解決の進捗状況を確認することができるようインターネットで「事故対応経過のご案内」サービスを提供。

お客様のご要望に応じて面談を実施(人身事故の場合)

お客様が最も不安を感じていらっしゃる時にこそ、専門家のアドバイスは心強いものです。

お客様面談時に「情報パッケージ」を提供

事故解決に向けた留意点や必要な情報などを、お客様の補償内容に合わせて用意する「情報パッケージ」を提供し、事故解決までのステップをわかりやすく書面でご説明。

スピーディな保険金支払い

保険金請求に必要な書類をできるだけ省略・簡素化するほか、ケースによっては電話確認示談も活用。

「お客様アンケート」の通年実施(自動車保険の車両事故、対人事故、対物事故の場合)

提供させていただいた損害サービスについて、常にお客様の評価とご要望、ご意見をお伺いするため、事故解決後、お客様アンケート付「事故解決のご案内」ハガキをお送りし、お客様にアンケートへのご協力をお願いしています。

多くのお客様にご満足いただいています。

「お客様アンケート」では、約9割のお客様から「満足した」との回答をいただいています。特に「1事故1担当者制」や、顔写真付「事故受付のご案内」ハガキ、「ロードサービス」などについては高い評価をいただいています。

データは2002年6月末現在

インターネットによる 「事故対応経過のご案内」サービス (自動車保険のみ)

事故解決の進捗状況や保険金支払いまでの流れ、今後のスケジュールなどの詳細かつ最新の情報を、24時間365日必要なときはいつでもインターネットで確認することができます。

本サービスの提供を希望されるお客様が対象です。

確認できる主な情報

事故発生時の状況や損害車両の様子(ケースにより、図表・写真付き)

保険金支払いまでの流れ(各担保種目ごと)

事故解決の進捗状況(各担保種目ごと)

事故解決に向けた今後のスケジュール(各担保種目ごと)

保険金請求の有無による次年度概算保険料の差額

保険用語集

保険金請求の有無による次年度概算保険料の差額もご案内しています。

ご契約いただいている自動車保険の全担保種目・特約について、各種目・特約ごとに、保険金支払いまでの流れや事故解決の進捗状況、今後のスケジュールなどをご案内しています。
(以下は、対物賠償保険の例です)

The screenshot displays the 'one on one' online service interface for '対物賠償保険' (Property Damage Insurance). It includes a flowchart on the left, a table of policy details in the center, and a '事故発生時の状況' (Accident Occurrence Status) section on the right with a diagram of a car accident.

事故発生時の状況を図表を交えてお伝えします。

The screenshot shows the '事故発生時の状況' (Accident Occurrence Status) section, which includes a table of accident details and a diagram of a car accident.

The screenshot shows the '保険金請求に関する次年度概算保険料のご案内' (Information on Next Year's Estimated Insurance Premiums Regarding Insurance Claims) section, which includes a table of premium estimates.

お客様専用のページをご用意

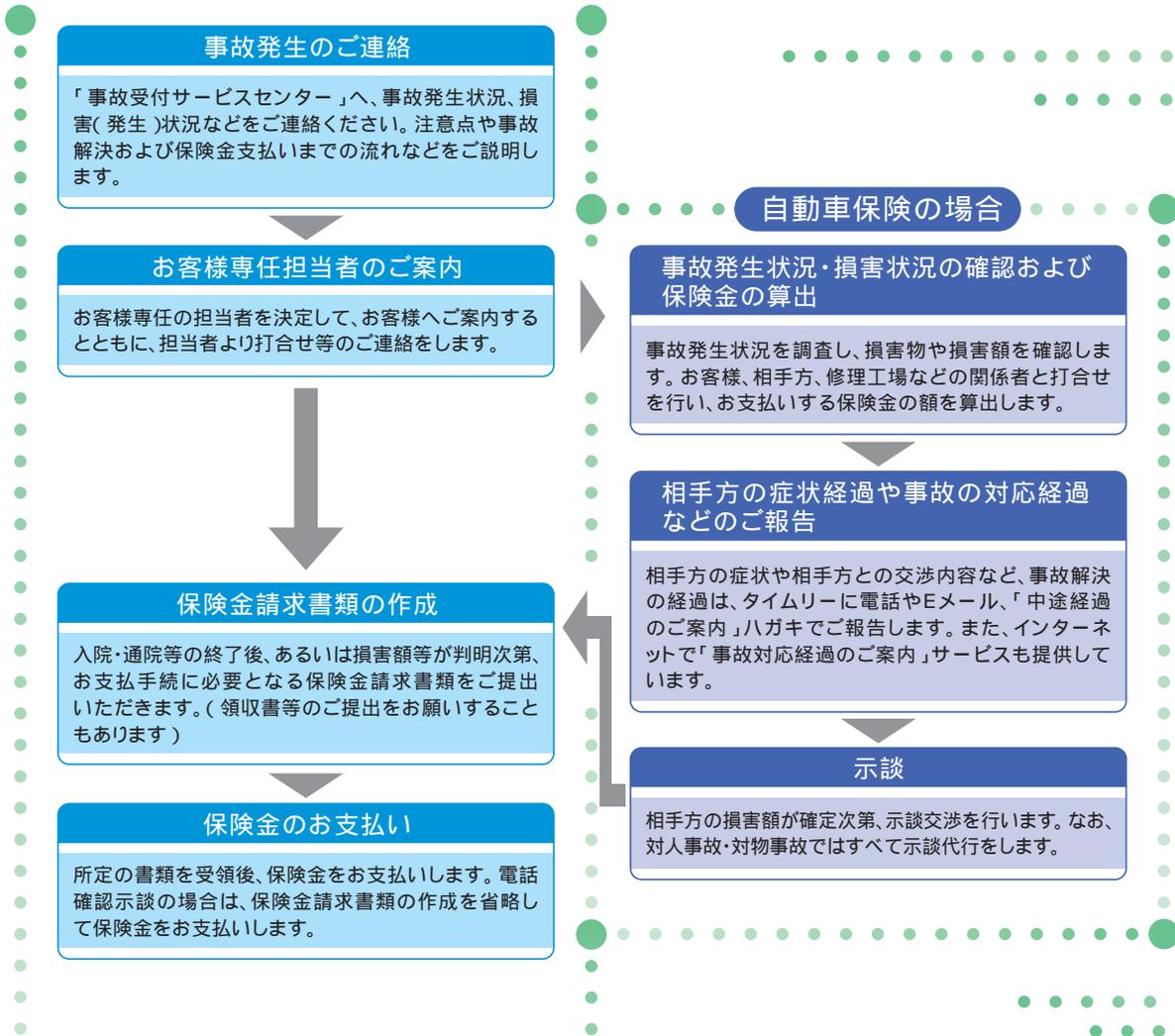
本サービスを希望されるお客様には、事故受付後にお送りする「事故受付のご案内」ハガキで、事故受付番号とともにパスワードをお伝えします。お客様は事故受付番号とパスワードを入力することで、お客様専用のページにアクセスすることができます。

社内システムと連動することで、常に最新情報を提供

当社の損害サービス担当者が利用・情報入力する社内損害サービスオンラインシステムと連動しているため、担当者が同システムに入力する対応結果等の情報を、お客様はタイムリーに確認することができます。

保険金お支払いまでの流れ

保険金請求に必要な書類をできるだけ省略・簡素化するほか、ケースによっては電話確認示談も活用して、保険金のお支払いをスピーディに行っています。(以下は概ねの流れです)



保険金請求書類作成に関するご注意

ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が所定の書類を提出されないとき、または提出された書類について知っている事実を記載されなかったり、事実と相違することを記載されたときは保険金をお支払いできませんのでご注意ください。また、保険証券に免責期間が記載されている保険については、保険金のお支払いは免責期間の終了後からとなります。

保険金支払いに関する制度(自動車保険)

- ・自賠責保険の一括払制度
対人事故および人身傷害事故の保険金をお支払いできる場合で、補償を受けられる方からこの保険の保険金と自賠責保険金を同時にご請求いただいた場合、ソニー損保が一括してお支払いします。
- ・保険金の内払制度
対人事故および人身傷害事故で保険金をお支払いすることができる場合には、示談成立前でも補償を受けられる方が負担すべき被害者の治療費、看護料、休業損害等(自賠責保険で支払済の額を除く)について内払金をお支払いします。

保険金支払後の補償内容について

保険金のお支払いが何回あっても、ご契約金額は減額されず満期まで有効です。ただし、自動車保険の「おりても特約」の車外身の回り品特約については保険期間を通じ、ご契約の保険金額が限度となります。また、傷害保険の各種特約についてもご契約の保険金額が限度となるものもあります。

契約のお申込み

電話やインターネットによるダイレクト販売のほか、インターネット代理店や、ソニー生命保険株式会社のライフプランナーを通じた販売も行っています。

ダイレクト

自動車保険とガン重点医療保険を電話やインターネット、ファックスなどを使ってダイレクト販売しています。保険にお申込みいただく際は、ソニー損保カスタマーセンターのスタッフから保険商品の内容説明を十分に受けるか、お送りする商品パンフレットやインターネット上での説明を十分にご理解いただいたうえでお申込手続をして、保険料をお支払いください。また、後日、保険証券が届きましたら、必ず記載内容をご確認ください。

電話

1. カスタマーセンターにお電話。
【自動車保険】
0120-919919
受付時間：9時～22時(日曜・祝日は9時～18時)
【ガン重点医療保険】
0800-919919-5
受付時間：9時～22時(日曜・祝日は9時～18時)
2. 【自動車保険】
その場で保険料見積りを算出してお客様にお伝えします。その後、詳しい商品パンフレットと見積書・申込書をお送りします。
【ガン重点医療保険】
詳しい商品パンフレットと申込書をお送りします。
3. 商品内容・見積内容等に納得いただけましたら申込書に記入捺印のうえ、ソニー損保にご返送ください。
4. 保険料をお支払いください。

インターネット

1. ホームページにアクセス。
<http://www.919919.com>
<http://www.sonysonpo.co.jp>
2. 【自動車保険】
インターネット上で見積りからお申込みまで完了します。
[保険料支払方法] インターネット上でのクレジットカード決済、銀行振込、コンビニエンスストアからの振込(商品パンフレットの請求もできます)
【ガン重点医療保険】
資料請求画面から、商品パンフレットをご請求ください。
3. 【ガン重点医療保険】
商品内容等に納得いただけましたら申込書に記入捺印のうえ、ソニー損保にご返送ください。
4. 【ガン重点医療保険】
保険料をお支払いください。

ファックス、郵送

1. 広告やパンフレットなどに添付されている見積依頼書や資料請求ハガキなどを、指定の宛先にファックスあるいは郵送してください。
2. ソニー損保に書類到着後4～5日程度で、商品パンフレットや見積書・申込書などをお送りします。
3. 商品内容・見積内容等に納得いただけましたら申込書に記入捺印のうえ、ソニー損保にご返送ください。
4. 保険料をお支払いください。

代理店

インターネットの比較サイトなど、ソニー損保のダイレクト保険会社としてのメリットを活かせるビジネスモデルを持った代理店と損害保険代理店委託契約を結んでいます。

代理店は損害保険会社と代理店委託契約を結び、保険会社の代理人として保険募集を行うことができます。また、代理店は、保険業法に従い、所定の手続きを経て、代理店登録を行う必要があります。

ソニー生命のライフプランナー

ソニー生命保険株式会社と、募集における業務委託契約を締結しており、ソニー損保の自動車保険、所得補償保険、傷害保険をソニー生命保険株式会社の営業社員(ライフプランナー)が販売しています。



ソニー損保の商品をより多くのお客様にご紹介するために、新聞や雑誌などに広告を出しています。

保険内容	月額保険料	年間保険料
1. 人身傷害補償	5,000円	60,000円
2. 人身傷害補償	5,000円	60,000円
3. 人身傷害補償	22,700円	272,400円
4. 人身傷害補償	3,800円	45,600円

保険販売・勧誘方針

ソニー損保では、お客様との快適なコミュニケーションを図るとともに、お客様に安心してご利用いただけるよう、スタッフひとりひとりが細心の注意をはらっています。

お客様への保険販売・勧誘にあたって

以下は「金融商品の販売等に関する法律」(2000年法律第101号)に基づくソニー損保の勧誘方針です。

基本方針

- (1) お客様の保険加入目的、保険に関する知識、ご経験、財産の状況、その他必要な事項を勘案し、お客様のご意向と実情に沿った適切な保険商品の選択がなされるよう情報の提供と説明に努めます。
- (2) 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、その他の関係法令等を遵守し、適切な保険販売・勧誘を行います。
- (3) お客様のプライバシー保護を最優先し、お客様に関する情報管理を的確に実行します。
- (4) 適正な販売・勧誘を行うために、販売に携わる者の指導、研修や事務管理体制の整備に努めます。

お電話での受付について

専門のスタッフを配置し、お客様のご意向、ご実情を伺ったうえで、適切な保険商品のお勧めができるよう努めます。

インターネットでの受付について

お客様にとってわかりやすく、見やすく、安心してご利用いただけるよう内容の充実に努めます。

その他の販売・勧誘について

ダイレクトメールの発送、当社からの電話による確認、代理店に委託した販売・勧誘などにおきましても、お客様のご都合、ご事情に応じた適切な方法で行います。

各種サービス体制について

- (1) お客様からのお問合せに対しては、迅速、的確、丁寧にお応えしてまいります。
- (2) 保険事故発生の際は、きめ細かな事故対応を通じて、迅速かつ確かな保険金のお支払いができるよう努めます。

クーリングオフ制度

お客様に安心して保険にお申込みいただけるよう、お申込後であっても契約の撤回または解除を行うことができる「クーリングオフ制度」を設けています。

お客様が保険証券を受取られた日から8日以内であれば違約金などを負担することなく、申込みの撤回または解除をすることができます。

お申込時の留意点

保険契約は、保険会社とお客様との約束ごとですから、お申込みの際は、重要事項説明書等の内容や契約申込書の記載内容を十分ご確認ください。

約 款

約款とは

目に見えない無形の商品である損害保険契約の内容を、書面で箇条書きにして目に見えるようにしたものです。損害保険会社と保険契約者・被保険者双方の権利・義務を定めたものであり、その内容は双方を拘束するものです。

保険約款は、基本的な内容を定めた普通約款と、個々の契約によって内容を補足・修正する目的でセットする特別約款および特約条項により構成されるのが一般的です。

保険約款では主に以下の内容が規定されています。

1. どのような事故が補償の対象となり保険金が支払われるのか
2. どのような事故が補償の対象とならず保険金が支払われないのか
3. お支払いする保険金の内容および保険金額
4. ご契約に際して保険会社に正しくお申出いただく重要な事項(告知義務)
5. ご契約後に、どのような契約内容の変更が生じれば保険会社にその事実を連絡しなければならないか(通知義務)
6. どのような場合に保険契約が無効または失効となるか
7. どのような場合に保険契約が解除となるか、また解除の場合、保険契約者および保険会社はどのような権利・義務を有するか

約款に関する情報提供方法

お申込みの際にお客様によく理解していただく必要のある事項については、「商品パンフレット」「重要事項説明書」「サービスガイド」等をご用意し、約款の内容の概略をご紹介します。お申込時には、これらの商品パンフレットや重要事項説明書を必ずご確認ください。また、保険証券が届きましたら、保険証券に同封してある普通保険約款・特約条項もご確認ください。



保 険 料

保険料の支払い・返還

保険料(分割のときは初回保険料)は、ご契約と同時に支払いください。保険のお申込みをいただき保険期間が始まって、保険料払込みをいただく前に生じた事故については、保険金はお支払いできません。また、保険料を分割してお支払いいただく契約においても、2回目以降の保険料が定められた時期までに払込みいただけない場合は保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

保険期間中に保険契約の内容に変更が生じたときは、追加保険料の請求や保険料の返還を行います。また、保険契約が失効した場合や、解除された場合には、保険料を約款の規定に従いお返しいたします。ただし、お返しできない場合もありますので、約款などをご確認ください。

保険料率

保険料は通常、保険金額に保険料率を乗じて算出されます。保険料率には「業法認可料率」と「算定会料率」の2種類がありましたが、1998年7月1日より算定会料率の遵守義務はなくなり、業法認可料率(保険会社独自で算出し、金融庁長官の認可等を受けて使用するもの)のみとなりました。

お客様の個人情報の取扱いについて

ソニー損保では、お客様からの信頼を第一と考え、以下の考え方に従い、お預かりしたお客様に関する情報(お客様個人を特定する情報を明示的に含んでいる情報で、以下「お客様の個人情報」といいます)をお客様のご希望に沿って取扱うとともに、正確性・機密性の保持に努めています。

情報収集の目的

お客様とのお取引を安全確実に進めることができるように、お客様に関する必要最小限の情報を収集しています。なお、アンケート等お客様に任意の情報提供をお願いする場合は、その旨明示します。お客様の個人情報は、ご本人かどうかの確認、保険契約の締結、保険金のお支払い、サービスのご提供、商品・サービスのご紹介など当社の損害保険事業および付随する業務のために利用させていただきます。

情報の利用・提供

お客様の個人情報を業務上必要がある場合にのみ利用し、次の場合を除いて、お客様の個人情報を利用したり外部に提供することはありません。

- ・お客様が了解・同意されている場合
- ・法令により必要と判断される場合
- ・お客様または公共の利益のために必要であると考えられる場合

情報の管理

お預かりしたお客様の個人情報は、当社が責任をもって管理するほか、お客様の個人情報を正確、最新なものにするよう常に適切な措置を講じています。また、お客様の個人情報への不当なアクセスなどを防止するために、必要な措置を講じています。なお、協力会社等に業務委託を行う場合も、当社が責任を持ち、協力会社等に対しお客様の個人情報の適切な管理を求め、目的外の利用を行わせないものとします。

お客様からの開示、訂正・削除、中止のご請求

【開示、訂正・削除】

お客様からお客様の個人情報の開示のご依頼があった場合は、請求者をご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由のない限りお答えします。また、お預かりした情報が不正確である場合または削除を希望される場合には、特別な理由がない限り正確なものに変更または削除いたしますので、下記お問合せ窓口までお申出ください。

【中止】

ダイレクトメール・電話・Eメールによるご案内などへお客様の個人情報の利用を、お客様がご希望されない場合は下記のお問合せ窓口までお申出ください。特別な理由のない限り取扱いを中止いたします。

【お問合せ窓口】

お客様相談室 **0120-101-656** (受付時間: 9時~17時30分)

リスク管理・コンプライアンス体制

金融の自由化や規制緩和の進展などにより、損害保険会社を取り巻く環境は急速に変化してきています。損害保険会社に関わるリスクとしては、巨大災害などにより引き起こされる「保険引受リスク」をはじめ、資産運用に関わる「信用リスク」「市場リスク」「流動性リスク」、業務運営に関わる「事務リスク」、コンピュータのシステムダウンなどにより発生する「システムリスク」、訴訟などの「法務リスク」などがありますが、社会・経済の発展に伴いリスクも多様化・複雑化してきており、各種リスクに対する適切な管理の重要性が年々高まっています。

このような経営環境の中、ソニー損保ではリスク管理を経営の重要課題として位置付け、リスクの的確な把握とその未然防止、リスクが顕在化したときの対策など、リスク管理の強化に取り組んでいます。

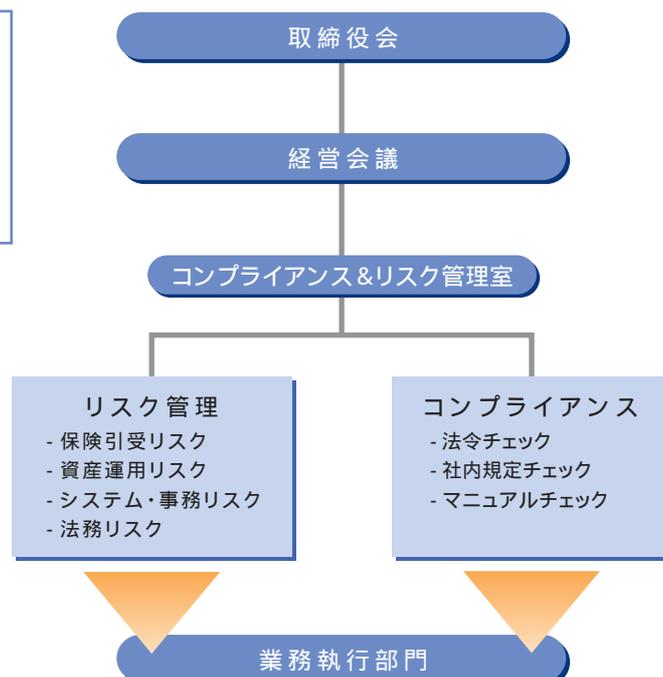
また、コンプライアンス(法令遵守)に関してもリスク管理と同様にその重要性を認識し、経営の重要課題の一つとして実効性のある体制構築に取り組んでいます。

ソニー損保は、お客様の信頼をあらゆる事業活動の原点に置くことを経営理念に掲げ、健全かつ公正な経営を推進するため、今後ともリスク管理体制、コンプライアンス体制の強化・推進に向けて取り組んでいきます。

コンプライアンスおよびリスク管理に関する基本方針

1. 「one on one」のコーポレートスローガンのもと、お客様本位で「わかりやすい」ビジネスの展開を通じ、健全性・透明性を確保し、お客様の信頼を獲得することを事業活動の基本とします。
2. 法令や社内規定、社内規範についてはこれを厳格に遵守し、事業の公共性や社会性を十分認識した高い倫理観に立った事業活動を展開します。
3. 経営を取り巻く各種リスクに対しては、管理体制を整備し、適切なリスクコントロールを行うことにより、長期安定的な収益の確保をめざします。

リスク管理およびコンプライアンスの推進業務を統括する「コンプライアンス&リスク管理室」を中心として、当社で策定した「コンプライアンス&リスク管理プログラム」を実行しています。また、リスク管理やコンプライアンスの推進に関する重要事項は経営会議および取締役会において審議・決定し、リスク管理体制ならびにコンプライアンス推進体制の整備と日常管理の充実に向けて、従来にも増して力を注いでいます。



決算ハイライト&トピックス

1

2001年度決算ハイライト

業績の状況

正味収入保険料と契約件数

営業3年目を迎え、認知度向上やお客様の信頼獲得などにより契約件数は着実に増加し、2001年度の正味収入保険料は16,371百万円(対前期増加率:約117%)、契約件数は約27万件(対前期増加率:約107%)で、いずれも前年度の倍以上の業績となりました。

事業費率

業務の効率化などにより、事業費率は前年度の123.2%から半分以下に引き下げ、59.0%でした。

ソルベンシー・マージン比率

保険会社の健全性を示すソルベンシー・マージン比率は、基準となる200%を大きく上回る1,647.2%で、十分な支払余力を確保しています。

良好な損害率

2001年度は大規模な自然災害等による保険金支払いへの影響も無かったことから、42.3%という良好な損害率でした。



2

2001年度のトピックス

損害サービス

2001年4月 事故受付サービスセンターを開設

2001年4月 関西・北陸サービスセンターの土日・祝日営業を開始

2001年7月 インターネットでの「事故対応経過のご案内」サービスを開始(詳細 18ページ)

2001年10月 北海道サービスセンターを開設

ISO14001

2001年10月 ISO14001認証取得

環境負荷を極力少なくするための取り組みが認められ、2001年10月に、米国の審査登録機関アメリカン・グローバル・スタンダードより「環境マネジメントシステム」に関する国際規格ISO14001の認証を取得()しました。

取得対象は、地方サービスセンターを除く全社です。



2001年度のトピックス

インターネット

2001年12月 ホームページを全面的にリニューアル
契約者専用サイトを新設

インターネットで契約内容確認や各種変更手続などできるようにしました。

ダイレクトならではのサービス

電話でお見積りいただいた後、インターネットでご自分の見積情報
を呼び出し契約まで完了できるサービスを始めました。

見積前のユーザー登録手続の廃止

お気軽に自動車保険の保険料見積りをしていただけるようにしました。

インターネット用自動車保険商品パッケージ

4種類のインターネット用自動車保険商品パッケージ(「ルーキーセレクト」「パートナーセレクト」「ファミリーセレクト」「ソニー
損保セレクト」)を用意し、ご自身の状況に合った最適な補償を簡単に選択できるようにしました。

契約手続のインターネット比率の上昇

インターネット・ホームページのリニューアルなどにより、従来2割程度だった新規契約者のインターネット比率が4割程度に
まで増えてきています。また、契約更新手続のインターネット比率は約6割となっています。



3

2002年4月以降のトピックス

損害サービス

2002年4月 首都圏サービスセンター移転

本社ビル内に設置していた首都圏サービスセンターを近隣ビルに移転し、サービス要員を拡充するとともにスペースを約2
倍に拡大し、事故対応体制を一層強化しています。

2002年7月 サービスセンター体制変更

業務の効率化と機動性向上のため、旧首都圏サービスセンターを2つに分け、それぞれ首都圏第1サービスセンター、首都圏第2サー
ビスセンターとしたほか、旧東海サービスセンターと旧関西・北陸サービスセンターの担当地域を変更して、名称をそれぞれ中部サー
ビスセンター、関西サービスセンターとしました。

カスタマーセンター

2002年6月 札幌カスタマーセンター開設

入電数の増加に対応するとともに、お客様のお電話の待ち時間を短縮してスムーズで快適なコミュニケーションが図れるよう、
北海道札幌市にソニー損保2番目のコールセンター「札幌カスタマーセンター」を開設しました。

新商品

2002年6月 ガン重点医療保険[シュア]販売開始

自動車保険に続くダイレクト商品として、医療分野の商品「ガン重点医療保険[シュア]」
を開発し、2002年6月3日からダイレクト販売を開始しました。
(詳細 12ページ)



ソニー損保 アニュアルレポート 2002 / 資料編 目次

1. 会社の概要

1 株主・株式の状況
株式分布状況および大株主 29
資本金の推移および最近の新株の発行 29

2 役員一覧 29

3 従業員の状況 29

4 社外・社内の監査・検査体制 29

2. 事業の概況

1 2001年度の営業概況 30

2 主要な経営指標等の推移 32

3 主要な業務の状況と保険契約に関する指標
正味収入保険料 33
元受正味保険料(含む積立保険料) 33
解約返戻金 33
正味支払保険金・損害率 34
事業費率 34
保険引受利益 34
契約者配当金の額 34

4 経理に関する指標
保険契約準備金 35
引当金 35
貸付金償却の額 35
資本金 36
資本剰余金 36
利益準備金および任意積立金 36
事業費(含む損害調査費) 36
有価証券売却損益および評価損 36
不動産動産等処分損益 36

5 資産の運用に関する指標
資産運用方針 37
運用資産の概況 37
利息および配当金収入 37
海外投融資残高 37
現金および預貯金 38
商品有価証券 38
保有有価証券 38
保有有価証券利回り(運用資産利回り) 38
有価証券残存期間別残高 38
業種別保有株式の額 39
貸付金残存期間別残高 39
担保別貸付金残高 39
使途別貸付金残高および構成比 39
業種別貸付金残高および構成比 39
規模別貸付金残高および構成比 39
不動産および動産明細表 39

6 特別勘定に関する指標
特別勘定資産 39
特別勘定負債 39

7 責任準備金 39

3. 経理の状況

1 計算書類
貸借対照表 40
損益計算書 42
キャッシュ・フロー計算書 43
貸借対照表・損益計算書(主要項目)の推移 44
損失処理の状況 45
従業員一人あたり総資産 45

2 リスク管理債権
破綻債権 45
延滞債権 45
3か月以上延滞債権 45
貸付条件緩和債権 45

3 債務者区分に基づいて区分された債権 45

4 ソルベンシー・マージン比率 46

5 時価情報等
有価証券 47
金銭の信託 47
金融先物取引等 47
保険業法に規定する金融等デリバティブ取引 47
先物外国為替取引 47
証券取引法に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、
有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引
または外国市場証券先物取引 47
証券取引法に規定する有価証券先物取引、
外国有価証券市場における有価証券先物取引と
類似の取引 47

6 連結財務諸表 47

4. 保険のしくみ 48

5. 損害保険用語の解説 49

6. 保険に関するご相談窓口 52

本資料編における各係数の表示、計算については、保険料等の金額と株数は記載単位未満を切り捨てて表示、増減等の比率は小数点第2位を四捨五入し小数点第1位まで表示しています。

1 会社の概要

1 株主・株式の状況

株式分布状況および大株主

(2002年3月31日現在)

株主名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式の割合
ソニー株式会社	品川区北品川 6-7-35	30万株	100%

当社の株主は、「ソニー株式会社」1社のみです。

資本金の推移および最近の新株の発行

(2002年3月31日現在)

年月日	新株発行数	発行済株式総数	増資額	資本金
1998年6月10日	9,600	9,600	-	480,000,000
1999年4月3日	400	10,000	20,000,000	500,000,000
1999年7月24日	20,000	30,000	1,000,000,000	1,500,000,000
1999年8月20日	70,000	100,000	3,500,000,000	5,000,000,000
2000年7月4日	100,000	200,000	5,000,000,000	10,000,000,000
2001年8月29日	100,000	300,000	5,000,000,000	15,000,000,000

2 役員一覧

(2002年8月1日現在)

役職	氏名	委嘱および兼職の状況
代表取締役社長	やまもと しんいち 山本 真一	
取締役	ふじやま ゆうろう 藤山 勇朗	人事総務部長
取締役	よねざわ けんいちろう 米澤 健一郎	ソニー株式会社 執行役員上席常務
取締役	なかじま かおる 中島 薫	ソニー株式会社 リスク&インシュアランス部統括部長
取締役	わたなべ ひろとし 渡辺 寛敏	ソニー株式会社 グループ財務戦略統括部長兼金融事業企画室長
取締役	おくだ たろう 於久田 太郎	ソニー生命保険株式会社 取締役執行役員専務
常勤監査役	かねだ まさみつ 兼田 雅光	
監査役	ふじかた ひろみち 藤方 弘道	ソニー生命保険株式会社 監査役
監査役	たかはし まさや 高橋 正弥	ソニー株式会社 経理部統括課長
監査役	はせがわ しょうじ 長谷川 尚示	ソニー株式会社 経理部マネジャー
執行役員	あおき たかし 青木 隆	
執行役員	ふくや まさよし 福谷 仁良	タイアップマーケティング部長
執行役員	こだま まさひろ 児玉 雅弘	損害サービス部長

(注)常勤監査役以外の監査役はすべて、商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役です。

3 従業員の状況

(2002年3月31日現在)

区分	従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
合計	330名	33.9歳	1.5年	401千円

- (注) 1. 従業員には、使用人兼務取締役、退職者、アルバイトまたはパートを含んでいません。
2. 平均給与は2002年3月の平均給与月額(時間外手当を含む)であり、賞与は含まれていません。
3. 平均年齢および平均勤続年数は小数点第2位を切り捨てて小数点第1位までを表示しています。

4 社外・社内の監査・検査体制

当社は、保険業法第129条および第305条の定めにより金融庁等の検査を受けることとなっています。

社外の監査としては、このほか、保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類については、商法特例法に基づき中央青山監査法人の会計監査を受け、監査報告書を取りつけています。また、社内の監査・検査としては、監査役が行う商法上の監査と、検査部による社内検査があります。

2 事業の概況

1 2001年度の営業概況

1999年10月、「ダイレクト保険会社」というビジネスモデルをベースに保険業界に参入したソニー損保は、お客様ひとりひとりのダイレクトな関係を大切に「one on one」をコーポレートスローガンに掲げ、自動車保険のダイレクト販売を中心としたビジネスを展開していますが、2001年度においては主に以下の施策を実行しました。その結果、継続的な広告プロモーションによる認知度向上や充実した商品・サービスの提供などの成果もあり、ご契約者数は順調に伸長しました。

マーケティング活動

広告媒体を活用したダイレクトモデルの積極的な展開はいうに及ばず、ダイレクト保険会社の強みを生かした独自のチャネル戦略を展開しました。

2001年5月からは、グループ企業であるソニー生命保険株式会社(以下「ソニー生命」と表示)と募集業務の代理・代行契約を締結し、ソニー生命のライフプランナーを通じた自動車保険、所得補償保険および傷害保険の販売を開始しました。また、ネットワーク時代にふさわしいサービスの提供をめざして、インターネット関連ビジネスで躍進される企業との提携を推進しました。

さらに2001年12月には、お客様にとってよりわかりやすく、使いやすい、をコンセプトにして、インターネットのホームページを大幅にリニューアルするとともに、電話でお見積りいただいたお客様が、インターネットで申込みを完結できるサービスを開始するなど、常に新しい取り組みを行ってきました。

顧客サービス

お客様からの電話でのお申し出に、より迅速かつ円滑に対応するため、新規の契約手続をはじめ、更新契約手続および異動手続にいたるまで、電話オペレーターであるCSR(Customer Service Representative)が担当できる仕組みを取り入れ、サービスレベルを向上させながら業務の効率化を図りました。

また、高質な顧客サービスの提供を目的に、ご契約者向けに発行している会員情報誌「side by side」を通じて、当社のサービスレベルに関するアンケート調査を実施するとともに、2002年2月にカスタマーセンター内に「ご契約者デスク」を設置しました。

損害サービス

ソニー損保は、保険商品の機能を具現化する損害サービス分野への施策には、開業以来、特に注力しています。2001年度はまず、ご契約者がインターネットで詳細な事故解決の進捗状況を確認できるサービスを2001年7月から開始しました。

また、2001年10月には、よりスピーディーな事故解決を目的として、短期解決が予測できる事案に専従する、新しいスタッフ制度を導入し、サービスレベルを一段と向上することをめざしました。同時期には、札幌市に新しい損害サービス拠点、北海道サービスセンターも開設しています。

営業の成果

以上のような活動を通じて営業の伸展に努力した結果、2001年度の損益状況については、保険引受収益16,372百万円、資産運用収益114百万円等を合計した経営収益は16,488百万円となりました。

一方、保険引受費用12,910百万円、資産運用費用0百万円、営業費および一般管理費9,513百万円に、保険業法第113条第1項の規定に基づく繰延額2,971百万円ならびに当年度償却費1,131百万円等を計上した経常費用は20,586百万円となり、経常損失は4,097百万円となりました。これに特別損失ならびに法人税および住民税を含めた当期損失は4,114百万円となりました。

保険引受の概況については、正味収入保険料は16,371百万円となりました。一方、正味支払保険金5,945百万円、損害調査費975百万円を計上した結果、正味損害率は42.3%となりました。

また、諸手数料および集金費168百万円、保険引受に係る営業費および一般管理費9,486百万円を計上した結果、正味事業費率は59.0%となりました。これらに支払備金繰入額、責任準備金繰入額等を加減した結果、保険引受損失は6,025百万円となりました。

資金調達および資産運用の概況

通常の予測を超える損害の発生に対する十分な支払余力を確保するため、2001年8月に新株発行による100億円の資金調達を行い、資本金および資本準備金は各150億円になりました。

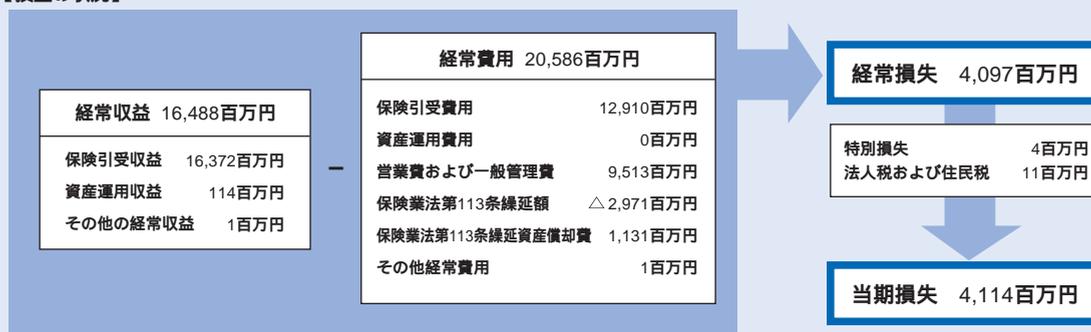
また、当期末時点の総資産は前期末に比べて12,627百万円増加し31,626百万円となっており、その内運用資産19,929百万円は、主に有価証券18,009百万円、預貯金1,845百万円などからなっております。資産運用収益は公社債での運用を増加させたことから114百万円となりました。

会社が対処すべき課題

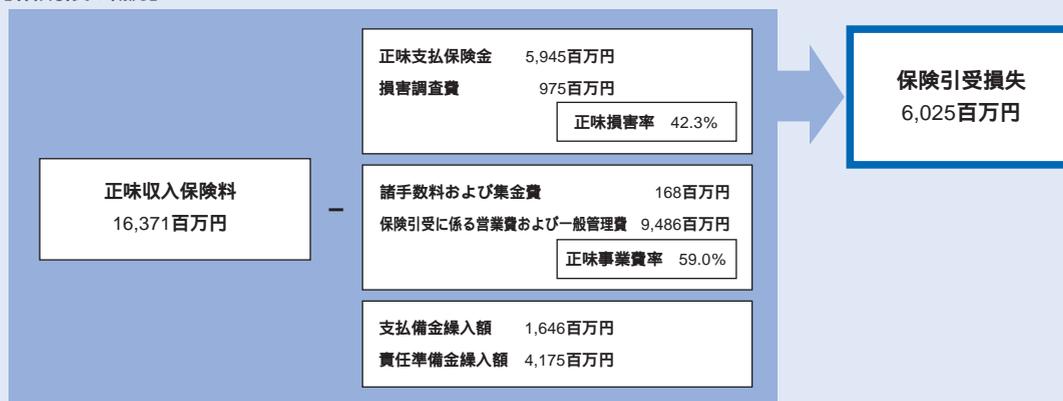
2年半の営業活動を通じてダイレクトモデルの運営ノウハウを蓄積することができました。今後はこのノウハウの一層の深耕を図るため各種施策を積極的に実施し、当社の事業基盤の確立と企業価値の最大化に全力を尽くしてまいります。具体的には、お客様のニーズに対応した新商品の開発。業務の効率化。マーケティング戦略の多様化の推進。サービスの品質向上。法令遵守体制およびリスク管理体制の充実等を当社の対処すべき課題として積極的に取り組んでいきます。

営業の成果

【損益の状況】



【保険引受の概況】



2 主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

区 分	年 度	1997年度	1998年度 ^{(注)1}	1999年度	2000年度	2001年度
正味収入保険料 (対前期増減率)	-	-	-	1,308	7,529	16,371
	-	-	-	-	475.3%	117.4%
保険引受利益 (対前期増減率)	-	-	-	5,902	8,786	6,025
	-	-	-	-	-	-
経常収益 (対前期増減率)	-	2	1,316	7,600	16,488	16,488
	-	-	47,773.1%	477.2%	116.9%	116.9%
経常損失 (対前期増減率)	-	3	3,430	5,641	4,097	4,097
	-	-	-	-	-	-
当期損失 (対前期増減率)	-	4	3,457	5,660	4,114	4,114
	-	-	-	-	-	-
正味損害率	-	-	34.7%	34.5%	42.3%	42.3%
正味事業費率	-	-	420.4%	123.2%	59.0%	59.0%
利息および配当金収入 (対前期増減率)	-	-	7	70	114	114
	-	-	-	824.9%	61.3%	61.3%
運用資産利回り(インカム利回り)	-	-	0.16%	0.68%	0.67%	0.67%
資産運用利回り(実現利回り)	-	-	-	-	0.68%	0.68%
有価証券残高	-	-	2,285	9,805	18,009	18,009
不良債権処理状況	-	-	-	-	-	-
その他有価証券評価差額	-	-	-	0	5	5
貸付金残高	-	-	-	-	-	-
責任準備金残高	-	-	1,143	4,669	8,845	8,845
資本金 (発行済株式総数)	-	480	5,000	10,000	15,000	15,000
	-	9,600株	100,000株	200,000株	300,000株	300,000株
純資産額	-	955	6,537	10,877	16,758	16,758
総資産額	-	1,109	9,140	18,999	31,626	31,626
自己資本比率	-	86.1%	71.5%	57.3%	53.0%	53.0%
配当性向	-	-	-	-	-	-
ソルベンシー・マージン比率	-	-	12,717.0%	2,357.7%	1,647.2%	1,647.2%
従業員数	-	40名	164名	197名	330名	330名

(注)1. 1998年度はソニーインシュアランスプランニング株式会社の数値です。

- 正味収入保険料 契約者から引き受けた保険料(元受保険料)から再保険料を加減(出再保険料を控除し、受再保険料を加える)し、積立保険料を控除した保険料をいいます。
- 保険引受利益 「保険引受収益」から「保険引受費用」と「保険引受に係る営業費および一般管理費」を引き、その他収支を加減したものをいいます。
- 経常収益 損害保険会社本来の事業活動から毎年度継続的に発生する収益のことで、保険引受収益、資産運用収益、その他経常収益に分かれています。
- 当期収益(損失) 税引前当期収益(損失)に法人税および住民税、法人税等調整額を加減したものが税引後の当期収益(損失)です。
- 正味損害率 収入保険料に対する支払った保険金の割合をいい、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられます。正味支払保険金に損害調査費を加えて正味収入保険料で除した割合をいいます。
- 正味事業費率 保険会社が受け取った保険料に対し、保険の募集や維持管理のために使用した費用の割合を示したものをいいます。
- 不良債権処理状況 保有する債権のうち、元本や利息の回収が不能または懸念されるものや元利金の返済が遅れているものなどについて記載します。
- その他有価証券評価差額 損害保険会社の保有する「その他有価証券」について2000年度から時価評価した場合、評価差額(時価と取得原価の差額)から将来支払うべき税金相当額を控除した額を計上します。
- 純資産額 貸借対照表資本の部の合計額のことで、資本金、法定準備金などが含まれます。
- 総資産額 資産の合計額のことで、運用資産(預貯金、有価証券、土地・建物など)と非運用資産(現金、その他資産、貸倒引当金など)から成ります。
- ソルベンシー・マージン比率 日本語で「支払余力」と訳されます。損害保険会社が通常の予測を超える巨大リスクの発生に対し、どれだけの支払余力を持っているかを示す指標です。

3 主要な業務の状況と保険契約に関する指標

正味収入保険料

(単位:百万円)

種 目	年 度	1999年度			2000年度			2001年度		
		金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率
火	災	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海	上	-	-	-	11	0.2%	-	28	0.2%	134.5%
傷	害	-	-	-	-	-	-	133	0.8%	-
自 動 車		1,308	100.0%	-	7,488	99.5%	472.2%	16,158	98.7%	115.8%
自動車損害賠償責任		-	-	-	28	0.4%	-	51	0.3%	78.1%
そ の 他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		1,308	100.0%	-	7,529	100.0%	475.3%	16,371	100.0%	117.4%

(注)正味収入保険料 元受契約と受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものです。

元受正味保険料(含む積立保険料)

(単位:百万円)

種 目	年 度	1999年度			2000年度			2001年度		
		金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率
火	災	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海	上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷	害	-	-	-	-	-	-	8	0.1%	-
自 動 車		1,312	100.0%	-	7,508	100.0%	472.2%	16,238	99.9%	116.4%
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		1,312	100.0%	-	7,508	100.0%	472.2%	16,246	100.0%	116.4%
従業員一人当たり 元受正味保険料 (含む積立保険料)		8	-	-	36	-	376.3%	49	-	34.4%

(注)1.元受正味保険料(含む積立保険料) 元受保険料から元受解約返戻金と元受その他返戻金を控除したものです。

2.従業員一人当たり元受正味保険料(含む積立保険料) 元受正味保険料(含む積立保険料)÷従業員数

解約返戻金

(単位:百万円)

種 目	年 度	1999年度	2000年度	2001年度
		火	災	-
海	上	-	-	-
傷	害	-	-	-
自 動 車		3	78	196
自動車損害賠償責任		-	0	-
そ の 他		-	-	-
合 計		3	78	196

(注)解約返戻金 元受解約返戻金、受再解約返戻金、積立解約返戻金の合計額です。

正味支払保険金・損害率

(単位:百万円)

種 目	年 度	1999年度			2000年度			2001年度		
		金 額	構成比	正味損害率	金 額	構成比	正味損害率	金 額	構成比	正味損害率
火 災		-	-	-	-	-	-	-	-	-
海 上		-	-	-	0	0.0%	0.0%	47	0.8%	168.6%
傷 害		-	-	-	-	-	-	18	0.3%	16.2%
自 動 車		97	100.0%	34.7%	1,884	100.0%	34.7%	5,866	98.7%	42.3%
自動車損害賠償責任		-	-	-	0	0.0%	1.9%	12	0.2%	24.7%
そ の 他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		97	100.0%	34.7%	1,884	100.0%	34.5%	5,945	100.0%	42.3%

(注)1. 正味支払保険金 元受契約と受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものです。

2. 正味損害率 (正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

事業費率

(単位:百万円)

区 分	年 度	1999年度	2000年度	2001年度
保険引受に係る事業費		5,502	9,272	9,655
保険引受に係る営業費および一般管理費		5,502	9,297	9,486
諸手数料および集金費		-	24	168
正味事業費率		420.4%	123.2%	59.0%

(注)正味事業費率 保険引受に係る事業費÷正味収入保険料

保険引受利益

(単位:百万円)

区 分	年 度	1999年度	2000年度	2001年度
保険引受収益		1,308	7,529	16,372
保険引受費用		1,709	7,019	12,910
営業費および一般管理費		5,502	9,297	9,486
その他の収支		-	0	0
保険引受利益		5,902	8,786	6,025

(注)営業費および一般管理費 損益計算書における「営業費および一般管理費」のうち、保険引受に係る金額です。

[保険種目別保険引受利益]

(単位:百万円)

種 目	年 度	1999年度	2000年度	2001年度
火 災		-	-	-
海 上		-	0	2
傷 害		-	-	18
自 動 車		5,902	8,786	6,003
自動車損害賠償責任		-	-	-
そ の 他		-	-	-
合 計		5,902	8,786	6,025

契約者配当金の額

該当ありません。

4 経理に関する指標

保険契約準備金

[支払備金]

(単位:百万円)

種 目		年 度	1999年度末	2000年度末	2001年度末
火	災		-	-	-
海	上		-	23	46
傷	害		-	-	18
自 動 車			110	1,006	2,604
自動車損害賠償責任			-	2	10
そ の 他			-	-	-
合	計		110	1,032	2,679

[責任準備金]

(単位:百万円)

種 目		年 度	1999年度末	2000年度末	2001年度末
火	災		-	-	-
海	上		-	56	187
傷	害		-	-	12
自 動 車			1,143	4,587	8,587
自動車損害賠償責任			-	26	57
そ の 他			-	-	-
合	計		1,143	4,669	8,845

引当金

(単位:百万円)

区 分		2000年度末 残 高	2001年度 増 加 額	2001年度減少額		2001年度末 残 高
				目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	1	1	-	-	2
	個別貸倒引当金	-	-	-	-	-
	特定海外債権引当勘定	-	-	-	-	-
	退職給付引当金	-	50	-	-	50
	賞与引当金	188	40	-	-	228
	価格変動準備金	3	4	-	-	7
合	計	192	97	-	-	289

貸付金償却の額

該当ありません。

資本金

区分	種類	発行数	資本組入額の総額	上場取引所	摘要
額面株式	普通	300,000株	150億円	-	1株の券面額 5万円 券面総額 150億円
資本の額				150億円	
準備金の資本組入額				-	

資本剰余金

(単位:百万円)

区分	2000年度末 残高	2000年度 欠損填補に よる処分額	2001年度 増加額	2001年度 減少額	2001年度末 残高
資本準備金(株式払込剰余金)	10,000	-	5,000	-	15,000

利益準備金および任意積立金 該当ありません。

事業費(含む損害調査費)

(単位:百万円)

区分	年度	1999年度	2000年度	2001年度
人件費		1,282	1,655	2,287
物件費		4,526	8,246	7,984
税金・拠出金・負担金		55	122	216
諸手数料および集金費		-	24	168
合計		5,864	9,999	10,657

(注)金額は損益計算書における「損害調査費」、「営業費および一般管理費」ならびに「諸手数料および集金費」の合計額です。

有価証券売却損益および評価損

(単位:百万円)

区分	年度	1999年度			2000年度			2001年度		
		売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損
国債等		0	0	-	-	-	-	1	-	-
株式		-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国証券		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		0	0	-	-	-	-	1	-	-

不動産動産等処分損益

(単位:百万円)

区分	年度	1999年度		2000年度		2001年度	
		処分益	処分損	処分益	処分損	処分益	処分損
不動産		-	22	-	3	-	-
土地		-	-	-	-	-	-
建物		-	22	-	3	-	-
動産		-	-	-	-	-	-
合計		-	22	-	3	-	-

5 資産の運用に関する指標

資産運用方針

市場環境、資産運用リスク等を勘案したうえで、中長期的に安定的な運用収益の確保を目標に、円貨建債券での運用を基本としています。

運用資産の概況

(単位:百万円)

区分	年度	1999年度末		2000年度末		2001年度末	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
預貯金		3,033	33.2%	1,304	6.9%	1,845	5.8%
コールローン		-	-	-	-	-	-
買現先勘定		-	-	-	-	-	-
買入金銭債権		-	-	-	-	-	-
商品有価証券		-	-	-	-	-	-
金銭の信託		-	-	-	-	-	-
有価証券		2,285	25.0%	9,805	51.6%	18,009	56.9%
貸付金		-	-	-	-	-	-
土地・建物		90	1.0%	82	0.4%	73	0.2%
運用資産計		5,409	59.2%	11,191	58.9%	19,929	63.0%
総資産		9,140	100.0%	18,999	100.0%	31,626	100.0%

利息および配当金収入

(単位:百万円)

区分	年度	1999年度		2000年度		2001年度	
		金額	利回り	金額	利回り	金額	利回り
預貯金		3	0.10%	1	0.11%	0	0.02%
コールローン		-	-	1	0.20%	-	-
買現先勘定		-	-	-	-	-	-
買入金銭債権		-	-	-	-	-	-
商品有価証券		-	-	-	-	-	-
金銭の信託		-	-	-	-	-	-
有価証券		3	0.54%	67	0.80%	113	0.72%
貸付金		-	-	-	-	-	-
土地・建物		-	-	-	-	-	-
運用資産(インカム)小計		7	0.16%	70	0.68%	114	0.67%
資産運用(実現)小計		-	-	-	-	115	0.68%
その他		-	-	-	-	-	-
合計		7	-	70	-	114	-

(注)1.従来の「運用資産利回り(インカム利回り)」に加え、2001年度から新たに「資産運用利回り(実現利回り)」を開示しています。

2.利回りは収入金額を月平均運用額で除して算出しています。

3.2001年度における時価総合利回りは0.65%です。

海外投融資残高

(単位:百万円)

区分	年度	1999年度		2000年度		2001年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
外貨建	外国公社債	-	-	-	-	-	-
	外国株式	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-
円貨建	非居住者貸付	-	-	-	-	-	-
	外国公社債	287	100.0%	500	100.0%	1,133	100.0%
	その他	-	-	-	-	-	-
	計	287	100.0%	500	100.0%	1,133	100.0%
合計	計	287	100.0%	500	100.0%	1,133	100.0%
運用資産利回り(インカム利回り)		1.37%		2.47%		2.73%	
資産運用利回り(実現利回り)		-		-		2.73%	

(注)1.従来の「運用資産利回り(インカム利回り)」に加え、2001年度から新たに「資産運用利回り(実現利回り)」を開示しています。

2.「海外投融資利回り」のうち「運用資産利回り(インカム利回り)」は、海外投融資に係る資産について、「利息配当金収入÷取得原価又は売却原価による平均残高」により算出したものです。

3.「海外投融資利回り」のうち「資産運用利回り(実現利回り)」は、海外投融資に係る資産について、「(資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用)÷取得原価または売却原価による平均残高」と同様の方法により算出したものです。なお、2001年度における海外投融資に係る時価総合利回りは2.73%です。

現金および預貯金

(単位:百万円)

区 分	年 度	年 度		
		1999年度末	2000年度末	2001年度末
現 金		-	-	-
預 貯 金		3,033	1,304	1,845
郵便振替・郵便貯金		-	-	-
当 座 預 金		69	-	0
普 通 預 金		863	1,304	1,845
通 知 預 金		-	-	-
定 期 預 金		2,100	-	-
合 計		3,033	1,304	1,845

商品有価証券

該当ありません。

保有有価証券

(単位:百万円)

区 分	年 度	1999年度末		2000年度末		2001年度末	
		金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
国 債		-	-	-	-	-	-
地 方 債		998	43.7%	4,680	47.7%	8,787	48.8%
社 債		-	-	2,420	24.7%	6,032	33.5%
株 式		-	-	-	-	-	-
外 国 証 券		287	12.6%	500	5.1%	1,133	6.3%
そ の 他 の 証 券		1,000	43.8%	2,203	22.5%	2,055	11.4%
貸 付 有 価 証 券		-	-	-	-	-	-
合 計		2,285	100.0%	9,805	100.0%	18,009	100.0%

保有有価証券利回り(運用資産利回り)

(単位:%)

区 分	年 度	年 度		
		1999年度	2000年度	2001年度
公 社 債		1.33	0.92	0.76
株 式		-	-	-
外 国 証 券		1.37	2.47	2.73
そ の 他 の 証 券		0.18	0.25	0.10
合 計		0.54	0.80	0.72

(参考)2001年度の保有有価証券の資産運用利回りは0.72%、時価総合利回りは0.69%です。

有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分	年 度	2001年度末						合 計
		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
国 債		-	-	-	-	-	-	-
地 方 債		1,124	1,244	1,852	1,825	2,740	-	8,787
社 債		4,877	803	66	106	124	54	6,032
株 式		-	-	-	-	-	-	-
外 国 証 券		-	-	639	105	98	290	1,133
貸 付 有 価 証 券		-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 証 券		-	-	-	-	-	2,055	2,055
合 計		6,002	2,047	2,558	2,037	2,962	2,401	18,009

業種別保有株式の額	該当ありません。
貸付金残存期間別残高	該当ありません。
担保別貸付金残高	該当ありません。
使途別貸付金残高および構成比	該当ありません。
業種別貸付金残高および構成比	該当ありません。
規模別貸付金残高および構成比	該当ありません。

不動産および動産明細表

(単位:百万円)

区 分		1999年度末	2000年度末	2001年度末
土 地				
営 業 用		-	-	-
賃 貸 用		-	-	-
建 物				
営 業 用		90	82	73
賃 貸 用		-	-	-
建 物 仮 勘 定				
営 業 用		-	-	-
賃 貸 用		-	-	-
不 動 産 計				
営 業 用		90	82	73
賃 貸 用		-	-	-
動 産		6	6	13
合 計		97	88	86

6 特別勘定に関する指標

特別勘定資産	該当ありません。
特別勘定負債	該当ありません。

7 責任準備金

(単位:百万円)

種 目		普通責任準備金	異常危険準備金	払戻積立金	契約者記当準備金等	合 計
火 災		-	-	-	-	-
海 上		186	1	-	-	187
傷 害		8	4	-	-	12
自 動 車		7,788	799	-	-	8,587
自動車損害賠償責任		57	-	-	-	57
そ の 他		-	-	-	-	-
合 計		8,040	804	-	-	8,845

3 経理の状況

1 計算書類

貸借対照表 <資産の部>

(単位:百万円)

科 目	年 度	2000年度(2001年3月31日現在)		2001年度(2002年3月31日現在)		比較増減()
		金 額	構成比	金 額	構成比	
(資産の部)						
現金および預貯金		1,304	6.9%	1,845	5.8%	541
現 金		-	-	-	-	-
預 貯 金		1,304	6.9%	1,845	5.8%	541
コーロローン		-	-	-	-	-
買入金銭債権		-	-	-	-	-
金銭の信託		-	-	-	-	-
有価証券		9,805	51.6%	18,009	56.9%	8,204
地方債		4,680	24.6%	8,787	27.8%	4,106
社 債		2,420	12.7%	6,032	19.1%	3,612
外国証券		500	2.6%	1,133	3.6%	633
その他の証券		2,203	11.6%	2,055	6.5%	147
貸付金		-	-	-	-	-
不動産および動産		88	0.5%	86	0.3%	1
建 物		82	0.4%	73	0.2%	8
動 産		6	0.0%	13	0.0%	6
その他資産		7,801	41.1%	11,686	37.0%	3,885
未収保険料		689	3.6%	463	1.5%	226
再保険貸		46	0.2%	102	0.3%	56
外国再保険貸		0	0.0%	67	0.2%	67
未 収 金		416	2.2%	1,983	6.3%	1,566
未 収 収 益		42	0.2%	81	0.3%	38
預 託 金		12	0.1%	14	0.0%	1
仮 払 金		219	1.2%	474	1.5%	254
ソフトウェア		270	1.4%	351	1.1%	81
保険業法第113条繰延資産		6,081	32.0%	7,921	25.0%	1,840
その他の資産		22	0.1%	227	0.7%	204
貸倒引当金		1	0.0%	2	0.0%	1
繰延税金資産		-	-	-	-	-
資産の部合計		18,999	100.0%	31,626	100.0%	12,627

< 負債および資本の部 >

(単位: 百万円)

科 目	2000年度(2001年3月31日現在)		2001年度(2002年3月31日現在)		比較増減()
	金 額	構成比	金 額	構成比	
(負債の部)					
保 険 契 約 準 備 金	5,702	30.0%	11,524	36.4%	5,822
支 払 備 金	1,032	5.4%	2,679	8.5%	1,646
責 任 準 備 金	4,669	24.6%	8,845	28.0%	4,175
そ の 他 負 債	2,227	11.7%	3,056	9.7%	829
再 保 険 借	21	0.1%	62	0.2%	40
外 国 再 保 険 借	76	0.4%	84	0.3%	8
未 払 法 人 税 等	39	0.2%	74	0.2%	34
預 り 金	8	0.0%	6	0.0%	1
未 払 金	1,880	9.9%	1,779	5.6%	100
仮 受 金	200	1.1%	1,048	3.3%	848
退 職 給 付 引 当 金	-	-	50	0.2%	50
賞 与 引 当 金	188	1.0%	228	0.7%	40
価 格 変 動 準 備 金	3	0.0%	7	0.0%	4
繰 延 税 金 負 債	0	0.0%	-	-	0
負 債 の 部 合 計	8,121	42.7%	14,868	47.0%	6,746
(資本の部)					
資 本 金	10,000	52.6%	15,000	47.4%	5,000
法 定 準 備 金	10,000	52.6%	15,000	47.4%	5,000
資 本 準 備 金	10,000	52.6%	15,000	47.4%	5,000
欠 損 金	9,122	48.0%	13,236	41.9%	4,114
当 期 未 処 理 損 失	9,122	48.0%	13,236	41.9%	4,114
当 期 損 失	5,660	29.8%	4,114	13.0%	1,546
評 価 差 額 金	0	0.0%	5	0.0%	5
資 本 の 部 合 計	10,877	57.3%	16,758	53.0%	5,880
負 債 お よ び 資 本 の 部 合 計	18,999	100.0%	31,626	100.0%	12,627

【貸借対照表の注記(2001年度)】

- 有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりです。
(1)満期保有目的の債券の評価は、償却原価法により行っています。
(2)「その他有価証券」のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っています。なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいています。
(3)「その他有価証券」のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法または償却原価法により行っています。
- 「不動産および動産」の減価償却は定率法により行っています。
- 「外貨建資産および負債」は、決算日の為替相場により換算しています。
- 「貸倒引当金」は、資産の自己査定基準および償却引当基準に則り、貸倒実績率に基づき算定した額ならびに個別に見積った回収不能額を計上しています。
- 2001年度から退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」企業会計審議会1998年6月16日)の簡便法を適用し、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度についての退職給付にかかる期末自己都合要支給額による退職給付債務を計上しています。
- 「賞与引当金」は、従業員の賞与支給にあてるため、翌期に支給することが確実に見込まれる賞与額のうち、当期帰属分を引当計上しています。
- 「価格変動準備金」は、株式等の価格変動による損失に備えるため保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
- 消費税の会計処理は税抜方式によっています。ただし、「損害調査費」、「営業費および一般管理費」の費用は税込方式によっています。なお、資産に係る控除対象外消費税は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っています。
- 「保険業法第113条繰延資産」への繰入額および償却額の計算は定款の規定に基づき行っています。
- リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
- 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。
- 「不動産および動産」の減価償却累計額は42百万円です。
- 1株あたりの当期損失は、15,925円63銭です。
- 貸借対照表上に計上した動産のほか、事務機器、電子計算機等の重要な動産の一部については、リース契約により使用しているものがあります。
- 将来減算一時差異に係る繰延税金資産に対し、評価性引当額を計上したことにより繰延税金資産は計上していません。

損益計算書

(単位:百万円)

科 目	年 度	2000年度〔2000年4月1日から 2001年3月31日まで〕		2001年度〔2001年4月1日から 2002年3月31日まで〕		比較増減()
		金 額	百分比	金 額	百分比	
経 常 収 益		7,600	100.0%	16,488	100.0%	8,887
保険引受収益		7,529	99.1%	16,372	99.3%	8,842
正味収入保険料		7,529	99.1%	16,371	99.3%	8,842
積立保険料等運用益		0	0.0%	0	0.0%	0
資産運用収益		70	0.9%	114	0.7%	43
利息および配当金収入		70	0.9%	114	0.7%	43
有価証券売却益		-	-	1	0.0%	1
金融派生商品収益		0	0.0%	-	-	0
積立保険料等運用益振替		0	0.0%	0	0.0%	0
その他経常収益		0	0.0%	1	0.0%	1
経 常 費 用		13,242	174.2%	20,586	124.9%	7,343
保険引受費用		7,019	92.4%	12,910	78.3%	5,891
正味支払保険金		1,884	24.8%	5,945	36.1%	4,060
損害調査費		711	9.4%	975	5.9%	263
諸手数料および集金費		24	0.3%	168	1.0%	192
支払備金繰入額		921	12.1%	1,646	10.0%	725
責任準備金繰入額		3,525	46.4%	4,175	25.3%	649
資産運用費用		0	0.0%	0	0.0%	0
有価証券売却損		-	-	-	-	0
その他運用費用		0	0.0%	-	-	0
営業費および一般管理費		9,312	122.5%	9,513	57.7%	201
その他経常費用		760	10.0%	1,133	6.9%	372
貸倒引当金繰入額		0	0.0%	1	0.0%	0
保険業法第113条繰延資産償却費		760	10.0%	1,131	6.9%	371
その他経常費用		-	-	0	0.0%	0
保険業法第113条繰延額		3,849	50.7%	2,971	18.0%	878
経 常 損 失		5,641	74.2%	4,097	24.9%	1,543
特別損益の部						
特別損失		5	0.1%	4	0.0%	0
不動産動産処分損		3	0.0%	0	0.0%	3
価格変動準備金繰入額		2	0.0%	4	0.0%	2
税引前当期損失		5,647	74.3%	4,102	24.9%	1,544
法人税および住民税		12	0.2%	11	0.1%	1
当 期 損 失		5,660	74.5%	4,114	25.0%	1,546
前 期 繰 越 損 失		3,462	45.6%	9,122	55.3%	5,660
当 期 未 処 理 損 失		9,122	120.0%	13,236	80.3%	4,114

【損益計算表の注記(2001年度)】 1.「正味収入保険料」の内訳は次のとおりです。

収入保険料	16,965百万円
支払再保険料	593百万円
差 引	16,371百万円

2.「正味支払保険金」の内訳は次のとおりです。

支払保険金	6,243百万円
回収再保険金	297百万円
差 引	5,945百万円

3.「諸手数料および集金費」の内訳は次のとおりです。

支払諸手数料および集金費	357百万円
再保険手数料	189百万円
差 引	168百万円

4.「利息および配当金収入」の内訳は次のとおりです。

預貯金利息	0百万円
有価証券利息・配当金	113百万円
計	114百万円

キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科目	年度	
	2000年度 〔2000年4月1日から 2001年3月31日まで〕	2001年度 〔2001年4月1日から 2002年3月31日まで〕
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益(損失)	5,647	4,102
減価償却費	90	102
支払備金の増加額	921	1,646
責任準備金の増加額	3,525	4,175
貸倒引当金の増加額	0	1
退職給付引当金の増加額	—	50
価格変動準備金の増加額	2	4
利息および配当金収入	70	114
有価証券関係損益()	88	7
支払利息	0	—
不動産動産関係損益()	3	—
商品有価証券の増加額	—	—
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額	4,111	4,131
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額	1,033	827
その他	30	40
小計	4,134	1,491
利息および配当金の受取額	30	272
法人税等の支払額	7	9
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,110	1,228
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	11,606	15,572
有価証券の売却・償還による収入	5,201	7,207
小計	6,405	8,365
(+)	(10,515)	(9,593)
不動産および動産の取得による支出	10	12
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,415	8,377
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入(基金の募集による収入)	10,000	10,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	10,000	10,000
現金および現金同等物に係る換算差額	—	-
現金および現金同等物の増加額	525	393
現金および現金同等物期首残高	4,033	3,507
現金および現金同等物期末残高	3,507	3,901

(注) 1. キャッシュ・フロー計算書における資金(現金および現金同等物等)は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

2. 重要な非資金取引は該当ありません。

3. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。

貸借対照表・損益計算書(主要項目)の推移

〔貸借対照表(主要項目)の推移〕

(単位:百万円)

科目		1999年度末	2000年度末	2001年度末
資産の部	現金および預貯金	3,033	1,304	1,845
	有価証券	2,285	9,805	18,009
	コールローン	-	-	-
	買入金銭債権	-	-	-
	金銭の信託貸付	-	-	-
	不動産および動産	97	88	86
	貸倒引当金	0	1	2
	繰延税金資産	-	-	-
	その他資産	3,724	7,801	11,686
	資産の部合計	9,140	18,999	31,626
負債および資本の部	保険契約準備金	1,254	5,702	11,524
	その他負債	1,188	2,227	3,056
	退職給付引当金	-	-	50
	賞与引当金	158	188	228
	価格変動準備金	0	3	7
	繰延税金負債	-	0	-
	負債の部合計	2,602	8,121	14,868
	資本金	5,000	10,000	15,000
	法定準備金	5,000	10,000	15,000
	欠損金	3,462	9,122	13,236
当期損	3,457	5,660	4,114	
評価差額金	-	0	5	
資本の部合計	6,537	10,877	16,758	
負債および資本の部合計	9,140	18,999	31,626	

〔損益計算書(主要項目)の推移〕

(単位:百万円)

科目	1999年度	2000年度	2001年度
経常収益	1,316	7,600	16,488
保険引受収益	1,308	7,529	16,372
正味収入保険料	1,308	7,529	16,371
収入積立保険料	-	0	-
資産運用収益	7	70	114
利息および配当金収入	7	70	114
有価証券売却益	0	-	1
金融派生商品収益	-	0	-
積立保険料運用益振替	-	0	0
その他経常収益	0	0	1
経常費用	4,746	13,242	20,586
保険引受費用	1,709	7,019	12,910
正味支払保険金	97	1,884	5,945
損害調査費	357	711	975
諸手数料および集金費	-	24	168
支払備金繰入額	110	921	1,646
責任準備金繰入額	1,143	3,525	4,175
資産運用費用	0	0	0
有価証券売却損	0	-	-
営業費および一般管理費	5,507	9,312	9,513
その他経常費用	332	760	1,133
保険業法第113条繰延資産償却費	332	760	1,131
保険業法第113条繰延額	2,802	3,849	2,971
経常損失	3,430	5,641	4,097
特別損失	23	5	4
税引前当期損失	3,453	5,647	4,102
法人税および住民税	4	12	11
当期損失	3,457	5,660	4,114
前期繰越損失	4	3,462	9,122
当期末処理損失	3,462	9,122	13,236

損失処理の状況

(単位:百万円)

年度		1999年度	2000年度	2001年度
科目				
	当期末処理損失	3,462	9,122	13,236
	次期繰越損失	3,462	9,122	13,236
利益 する 諸 指 標 に 関	1株あたり配当金	-	-	-
	1株あたり当期損失	48,250円50銭	32,343円95銭	15,925円63銭
	配当性向	-	-	-

従業員一人あたり総資産

(単位:百万円)

年度		1999年度末	2000年度末	2001年度末
区分				
	従業員一人あたり総資産	55	96	95

2 リスク管理債権

破綻先債権	該当ありません。
延滞債権	該当ありません。
3ヵ月以上延滞債権	該当ありません。
貸付条件緩和債権	該当ありません。

3 債務者区分に基づいて区分された債権

(単位:百万円)

年度		2000年度末	2001年度末
区分			
	破産更正債権およびこれらに準ずる債権	-	-
	危険債権	-	-
	要管理債権	-	-
	正常債権	459	-
	合計	459	-

- (注) 1.破産更正債権およびこれらに準ずる債権 破産、会社更生、再生手続等の事由により、経営破綻に陥っている債権者に対する債権とこれらに準ずる債権です。
 2.危険債権 債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態や経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収や利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 3.要管理債権 上記以外の債権うち、3ヵ月以上延滞貸付金(元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金)と、条件緩和貸付金(3ヵ月以上延滞貸付金以外の債権であって、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債権者に有利となる取決めを行った貸付金)です。
 4.正常債権 債務者の財政状態や経営成績に特に問題がない上記に掲げる債権以外の債権です。

4 ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

区 分	年 度	2001年3月末	2002年3月末
(A)ソルベンシー・マージン総額		5,083	9,652
資本の部合計(社外流出予定額、繰延資産およびその他有価証券評価差額金を除く)		4,796	8,842
価格変動準備金		3	7
異常危険準備金		282	804
一般貸倒引当金		1	2
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)		0	5
土地の含み損益		-	-
負債性資本調達手段等		-	-
控 除 項 目		-	-
そ の 他		-	-
(B)リスクの合計額 $\sqrt{R_1^2 + (R_2 + R_3)^2} + R_4 + R_5$		431	1,171
一般保険リスク相当額 R_1		389	1,015
予定利率リスク相当額 R_2		-	-
資産運用リスク相当額 R_3		72	117
経営管理リスク相当額 R_4		14	37
巨大災害リスク相当額 R_5		20	111
(C)ソルベンシー・マージン比率 [(A) / (B) × 1/2] × 100		2,357.7%	1,647.2%

(注)上記の金額および数値は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに1996年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

【ソルベンシー・マージン比率とは】

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

こうした「通常の予測を超える危険」(リスクの合計額:上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額:上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))です。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率(\%)} = \frac{\text{資本(基金)・準備金等の支払余力}}{\text{通常の予測を超える危険} \times 1/2} \times 100$$

「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。

保険引受上の危険：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)

予定利率上の危険：積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険

資産運用上の危険：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等

経営管理上の危険：業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記～および以外のもの

巨大災害に係る危険：通常の予測を超える巨大災害(関東大震災等)により発生し得る危険

「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の資本、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、有価証券、土地の含み益の一部、等の総額です。

ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標の一つですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

5 時価情報等

有価証券

(単位:百万円)

種類	2000年度			2001年度		
	貸借対照表計上額	時価	評価損益	貸借対照表計上額	時価	評価損益
公 社 債	7,101	7,297	195	14,820	15,087	267
株 式	-	-	-	-	-	-
外 国 証 券	500	526	25	1,133	1,179	45
そ の 他 有 価 証 券	-	-	-	-	-	-
合 計	7,602	7,823	221	15,954	16,267	313

- (注) 1. 本記載の有価証券は、上場有価証券、非上場有価証券のうち、時価または時価相当額を合理的に算定できるものを対象としています。
 2. 「種類」欄の「公社債」は、貸借対照表の「国債」、「地方債」、「社債」を指し、「其他有価証券」は「その他の証券」を指します。
 3. 時価の算定方法
 (1) 上場有価証券
 主として東京証券取引所における最終価格によっています。なお、上場国債等については、日本証券業協会が公表する基準気配によっています。
 (2) 店頭売買有価証券
 日本証券業協会が公表する売買価格等によっています。
 (3) 気配等を有する有価証券((1)、(2) に該当する有価証券を除く)
 日本証券業協会が公表する公社債店頭基準気配等によっています。
 (4) 非上場の証券投資信託の受益証券
 基準価格によっています。
 (5) 上記以外の債券(時価の算定が困難なものを除く)
 日本証券業協会が発表する公社債店頭基準気配銘柄の利回り、残存償還期間等を勘案して算定した価格によっています。
 (6) なお、内国債以外の債券については上場債券(米国国債を含む)を開示対象としており、これらの時価は、Bloomberg社によって発表された価格によっています。
 4. 開示の対象から除いた有価証券の貸借対照表の計上額は、次のとおりです。

	2000年度	2001年度
MMF(MRF)	2,203百万円	2,055百万円

金銭の信託	該当ありません。
金融先物取引等	該当ありません。
保険業法に規定する金融等デリバティブ取引	該当ありません。
先物外国為替取引	該当ありません。
証券取引法に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引または外国市場証券先物取引	該当ありません。
証券取引法に規定する有価証券先物取引、 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引	該当ありません。

6 連結財務諸表

該当ありません。

4 保険のしくみ

損害保険制度とは

損害保険制度は、多数の人々が保険料を支払う(お金を出し合う)ことによって、事故発生により損害を被った際には保険金を受け取る(出し合ったお金から補償を受ける)ことができるという、相互扶助の精神に支えられているしくみです。このしくみを利用することで、暮らしや企業の活動において「小さな負担で、いざという時の大きな安心(補償)」を得ることができます。

なお、支払う保険料は、統計学的理論「大数の法則」に基づいて算出されたリスクの大きさに応じて決められます。

大数の法則 (サイコロの場合)

サイコロを振ったとき、1から6までの6つの目のうち1つが出る確率は6分の1ですが、6回振れば1から6までのすべての目が1回ずつ出るとは限りません。何度も出る目もあれば、まったく出ない目もあります。ところが、サイコロを振る回数を増やせば増やすほど、それぞれの目が出る確率は限りなく6分の1に近づいていきます。つまり、一見偶然と思われる事象も、大量観察すればそこに一定の法則がみられるということです。これが大数の法則です。



損害保険契約の性格

損害保険契約は、保険会社が偶然な一定の事故によって被った損害を補償することを約束し、保険契約者はその報酬として保険料を支払うことを約束する、有償・双務契約です。

また、保険契約者と保険会社との合意のみで成立する諾成契約という性格を有していますが、通常、保険会社は契約引受の正確を期すため、保険申込書あるいはそれに相当するものを使用します。さらに、契約締結の証として、保険証券または保険引受証などを保険契約者に対して発行します。

再保険とは

事故はいつどのような規模で発生するかが不確かであることや、大火・台風などの広域大災害のときには高額な保険金支払の可能性があることなどから、損害保険会社は経営を不安定にする要因を常に抱えています。

そこで損害保険会社各社は、どの程度までの損害であれば経営に影響が無いかを判断し、自社の負担能力を超える部分を他の保険会社に引き受けてもらうことによってリスクを平均化・分散化し、会社経営の安定を図っています。

このように、自社が保険契約で引き受けたリスクの一部または全部を他の保険会社に引き受けてもらうことを「再保険」といいます。

損害保険契約者保護機構

損害保険会社の経営が万一破たんした場合、保険契約者を保護するために、損害保険契約者保護機構が設立されています。保険業法に基づく認可法人として、生保・損保別に設立され、すべての保険会社に加入が義務づけられています。

5 損害保険用語の解説 (50音順)

< 一般的な損害保険用語 >

過失相殺

損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があれば、その過失割合に応じて損害賠償額を減額することをいいます。

契約の失効

保険契約が効力を失い終了することをいいます。例えば、保険で支払われない事故によって保険の目的(対象)が滅失した場合は保険契約は失効となります。

告知義務

保険を契約する際に、保険会社に対して重要な事実を申し出る義務、および重要な事項について事実を偽って申し出てはならないという義務をいいます。

再調達価額

保険の対象である物と同等の物を、新たに建築あるいは購入するために必要な金額をいいます。この再調達価額から経過年数や使用損耗による減価を差し引いた額が時価(額)になります。

時価(額)

保険の対象である物と同等の物を、新たに建築あるいは購入するのに必要な金額から、使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。

全損

保険の対象が完全に滅失した場合や、修理、回収に要する費用が再調達価額または時価額を超えるような場合をいいます。なお、これらに至らない損害を分損といいます。

損害保険料控除制度

火災保険や傷害保険、医療費用保険等を契約して保険料を支払うと、所得税および住民税について、その支払保険料に応じて、一定の額がその年の契約者の課税所得から差し引かれる制度をいいます。

損害保険料率算出機構

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて、2002年7月1日から業務を開始した料率算出団体です。

通知義務

保険を契約した後、保険の対象を変更するなど契約内容に変更が生じた場合に、契約者が保険会社に連絡する義務をいいます。

被保険者

保険の補償を受ける人、または保険の対象となる人をいいます。保険契約者と同一人のこともあり、別人のこともあります。後者の場合の保険契約を「他人のためにする保険契約」といいます。

分損

保険の対象の一部に損害が生じた場合のことで、全損に至らない損害をいいます。

保険期間

保険の契約期間、すなわち保険会社の責任の存続期間のことで、この期間内に保険事故が発生した場合にのみ保険会社は保険金を支払います。ただし、保険期間中であっても保険料が支払われていないときには保険会社の責任は開始しないと定めることが多くあります。

保険金

保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭のことで、

保険金額

契約金額のことで、保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額をいいます。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。

保険契約者

自己の名前で保険会社に対し保険契約の申込みをする人をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払い義務を負います。

保険事故

保険契約において、保険会社がその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。火災、交通事故、人の死傷などがその例です。

保険の目的

保険を付ける対象のことをいいます。船舶保険での船体、貨物保険での貨物、火災保険での建物・家財、自動車保険での自動車などがこれにあたります。

保険約款

保険契約の内容を定めたものです。保険約款には、基本的な内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補足・修正する目的でセットする特別約款(特約条項)とがあります。

保険料

被保険者の被る危険を保険会社が負担する対価として、保険契約者が支払う金銭のことで、

満期返戻金

積立保険(貯蓄型保険)などで、契約が満期まで有効に存続し、保険料の全額払込みが完了している場合、満期時に保険会社から保険契約者に支払われる金銭のことで、その金額は契約時に定められています。

免責

保険金が支払われない場合のことをいいます。保険会社は保険事故が発生した場合には、保険契約に基づいて保険金支払いの義務を負いますが、特定の事項が生じたときは例外としてその義務を免れることになっています。例えば、戦争その他の変乱によって生じた事故、保険契約者等が自ら招いた事故、地震・噴火・津波等による事故などです。

免責金額

自己負担額のことをいいます。一定金額以下の小損害について、契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額のことで、免責金額を超える損害については、免責金額を控除した金額を支払う方式と、損害額の全額を支払う方式とがあります。

免責条項

保険金をお支払いできない場合について定めた条項のことをいいます。保険約款の条文中に「保険金を支払わない場合」とか「てん補しない損害」などの見出しがつけられています。

< 経理等に関する用語 >

運用利回り

損害保険会社は保有する資産を運用して収益を上げています。保険会社の保有する資産を運用することにより得られる利息や配当金収入をどれくらい効率的に得ているかを見る指標が運用利回りです。保険会社全体の運用資産の運用効率を見る代表的な指標である「運用資産利回り」や、保険会社の保有する有価証券の運用効率を示す「有価証券利回り」、外国に投資している資産の運用効率を示す「海外投融資利回り」などがあります。

営業費および一般管理費

損害保険会社の事業活動に係る人件費、物件費、税金、各種拠出金の費用および管理業務全般に係る人件費・物件費・税金で、損益計算書に記載されます。なお、損害調査費に係るものは除かれます。

買入金銭債権

買入金銭債権の種類は近年多様になってきていますが、「コマーシャル・ペーパー」「一般貸付信託の受益権」などがあります。貸借対照表の資産の部に記載されます。

買現先勘定

売戻条件付きの債券等(国債、コマーシャル・ペーパー等)の額を買い付け時点で貸借対照表の資産の部に記載します。

価格変動準備金

保険会社が保有する株式債権等の資産について、その価格変動による損失に備えることを目的とした準備金で、貸借対照表の負債の部に記載されます。保険業法第115条の規定に基づいて積み立て、株式の売買等による損失が利益を超える場合その差額を取り崩します。

貸倒引当金

貸付金や未収保険料、コールローン等の債権が回収できない場合の損失に備えて、取立不能見込額をあらかじめ引当計上します。貸借対照表の資産の部に記載されます。

金銭の信託

信託銀行に金銭を委託し、信託財産として運用する資産のことで、指定金銭信託、特定金銭信託、指定金外信託、特定金外信託があります。貸借対照表の資産の部に記載されます。

繰延税金資産

税効果会計の適用により計上される法人税等の前払い額です。貸借対照表の資産の部に記載されます。

繰延税金負債

税効果会計の適用により計上される法人税等の未払い額です。貸借対照表の負債の部に記載されます。

経常収益

損害保険会社本来の事業活動から毎年度継続的に発生する収益のことです。保険引受収益、資産運用収益、その他経常収益に分かれ、それらの合計額がまとめて損益計算書の経常収益の科目欄に記載されます。

経常費用

損害保険会社本来の事業活動によって毎年度継続的に発生する費用のことです。保険引受費用、資産運用費用、営業費および一般管理費、その他経常費用に分かれ、それらの合計額が損益計算書の経常費用欄に記載されます。

経常利益

損害保険会社の事業活動による保険引受や資産運用などによって得られた経常収益から、保険引受や資産運用に関わる費用などの経常費用を引いた金額がプラスの場合は経常利益、またマイナスの場合は経常損失となり、損益計算書に記載されます。

現金および預貯金

損害保険会社では集めた保険料の一部を現金と預貯金で保有しています。現金には通貨等のほか、小切手などが含まれます。預貯金には郵便局に預け入れる郵便貯金、銀行に預け入れる普通預金や定期預金、通知預金、譲渡性預金などがあります。貸借対照表の資産の部に記載されます。

コールローン

銀行や証券会社などの金融機関等に対するごく短期間の貸付金のことです。貸出先が金融機関に限られています。貸出期間が短いので損害保険会社などの貸し手が、貸出先である金融機関に対してコール(呼ぶ)すればすぐ戻ってくる短期間の貸付金であることからコールローンと呼ばれています。貸借対照表の資産の部に記載されます。

再保険貸・外国再保険貸

内外の保険会社との再保険取引に基づいて生じる未収受再保険料等を計上します。貸借対照表の資産の部に記載されます。

再保険借・外国再保険借

内外の保険会社との再保険取引に基づいて生じる未払いの再保険料を計上します。貸借対照表の負債の部に記載されます。

事業費率

収入保険料に対する保険の募集や維持管理のために使用した費用の割合で、保険会社の経営の効率化を示す指標として用いられます。通常は、諸手数料および集金費に、保険引受に係る営業費・一般管理費を加えて正味収入保険料で除した割合を指します。

資産運用収益

損害保険会社が保有している資産を運用することで得られた収益を損益計算書に記載するもので、利息および配当金収入、有価証券売却益などがあります。

金融派生商品収益

デリバティブ取引に係る損益を通算した結果、利益が損失を上回った場合に、その差益を計上します。

積立保険料等運用益振替

資産運用収益から保険引受収益の「積立保険料等運用益」に振り替えられる額(マイナス)を計上します。

有価証券売却益

有価証券の売却によって生じた差益を計上します。

利息および配当金収入

主として運用資産から生じる利息、配当金等の収入(インカムゲイン)を計上するもので、具体的には、預金利息、株主配当金、貸付利息等です。

資産運用費用

損害保険会社の資産の運用に伴い発生する費用で、有価証券売却損、有価証券評価損、金銭の信託運用損などがあります。損益計算書に記載されます。

有価証券売却損

有価証券の売却によって生じた差損を計上します。

資本金

商法に定められた株式会社の法定資本の金額を示したものであり、通常は株主から払い込まれた資金の一部が計上されます。保険業法では、保険会社は10億円以上の資本金が必要とされています。貸借対照表の資本の部に記載されます。

商品有価証券

保険会社が、投資の目的ではなく、不特定多数の投資家への転売目的で保有している有価証券です。

ソルベンシー・マージン比率

日本語では「支払余力」と訳されます。損害保険会社が通常の予測を超える巨大リスクの発生に対して通常の準備金を超えて持っている支払余力の指標を表します。

損害率

収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられます。通常は正味支払保険金に損害調査費を加えて正味収入保険料で除した割合を指します。

退職給付引当金

従業員の退職給与や退職年金に充当するための引当金です。

特別損失

損害保険会社の通常の事業活動以外で生じる臨時的・突発的な損失です。損益計算書に記載されます。

価格変動準備金繰入金

価格変動準備金の当期繰入額が当期戻入金を上回る場合、その繰入額から戻入額を控除した金額を計上します。

不動産動産処分損

不動産や動産の売却額が、帳簿価額と譲渡経費を合計した額と差損を生じた場合の損失や除却による損失を計上します。

評価差額金

損害保険会社の保有する「その他有価証券」について2001年3月期から時価評価した場合、評価差額(時価と取得原価の差額)から将来支払うべき税金相当額を控除した額が貸借対照表の資本の部に記載されます。

不動産および動産

損害保険会社が保有する土地・建物の不動産やコンピューターや自動車などの動産を貸借対照表の資産の部に記載します。「不動産および動産」の内訳には「土地」「建物」「動産」などがあります。

法定準備金

損害保険会社が、商法や保険業法で資本の部に積み立てることが義務付けられた積立金をいい、貸借対照表の資本の部に記載されます。

保険契約準備金

保険契約に基づく保険金支払いなどの責任を果たすために保険会社が準備しているもので、貸借対照表の負債の部に記載されます。支払備金、責任準備金などがあります。

支払備金

決算日までに発生した保険事故で、保険金支払額が未確定のものや保険金が未払いのものについて、その保険金の見込額や未払額を積み立てる準備金のことをいいます。

責任準備金

将来の保険金支払いに備えて、あらかじめ積み立てておく準備金をいいます。これには、次年度以降の保険金支払いに対応する保険料を積み立てる「普通責任準備金」と、積立保険において満期返戻金・契約者配当金の支払いに備えるための「払戻積立金」「契約者配当準備金」、および、異常な大災害に備えるための「異常危険準備金」などがあります。

保険引受収益

損害保険会社の収益のメインとなる部分で、保険契約の引受に関連して生じる収益を損益計算書に記載するものです。正味収入保険料、積立保険料等運用益などがあります。

正味収入保険料

契約者から直接受け取った保険料(元受保険料)から再保険料を加減(出再保険料を控除し、受再保険料を加える)し、さらに積立保険の積立部分の保険料を控除した保険料をいいます。

積立保険料等運用益

積立保険、自賠償保険、地震保険のために積み立てる責任準備金にかかる運用益を計上します。

保険引受費用

保険契約の引受に関連して生じる費用で、損益計算書に記載されます。

正味支払保険金

損害保険会社が支払った保険金(元受正味保険金と他の保険会社へ再保険で支払った受再保険金の合計額)から、再保険者から受け取る回収再保険金を排除した額をいいます。

損害調査費

損害調査業務や保険金支払業務に付随して発生する人件費や物件費、税金などの金額をいいます。

諸手数料および集金費

保険営業のために要した手数料等を整理する勘定で具体的には、代理店手数料、保険仲立人手数料、募集費、集金費、受再保険手数料の合計金額から出再保険手数料を控除した額を計上します。

支払備金繰入額

支払備金の当期繰入額の合計が当期戻入額の合計を上回った場合に、その差額を計上します。

責任準備金繰入額

責任準備金の当期繰入額の合計が当期戻入額の合計を上回った場合に、その差額を計上します。

有価証券

国債、地方債、社債、株式、外国証券などを有価証券と呼び、貸借対照表の資産の部に記載されます。

「その他の証券」としては、これらに属さない有価証券で貸付信託受益証券、投資信託受益証券、信託有価証券、出資証券があります。

6 保険に関するご相談窓口

保険に関するご相談窓口としてソニー損保のお客様相談室のほか、(社)日本損害保険協会が設置している「そんがいはけん相談室」や「損害保険調停委員会」、「(財)自賠責保険・共済紛争処理機構」などがあります。

(社)日本損害保険協会の「そんがいはけん相談室」と「損害保険調停委員会」

日本損害保険協会では、「そんがいはけん相談室」において、損害保険全般に関する相談や苦情を受け付けています。「そんがいはけん相談室」が、損害保険会社への解決の依頼やあっせんなど、適正な解決に努めたにもかかわらず、当事者間で問題の解決がつかない場合、公平な立場から調停を行う「損害保険調停委員会」が設けられています。個人の方から苦情の申立を受け、原則として3ヵ月を経過しても問題が解決しない場合、苦情申立人の希望により「損害保険調停委員会」がご利用になれます。

詳しくは、日本損害保険協会のホームページ(<http://www.sonpo.or.jp>)をご参照ください。

(財)自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、(財)自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故にかかる専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険(自賠責共済)の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取り扱うのは、あくまで自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のホームページ(<http://www.jibai-adr.or.jp>)をご参照ください。

.....
お客様相談室 **0120-101-656**

(受付時間：9時～17時30分)

ホームページ <http://www.sonysonpo.co.jp>
.....

ソニー損保 アニュアルレポート 2002

2002年8月発行

ソニー損害保険株式会社 経営管理部

〒144-8721 東京都大田区蒲田5-37-1 アロマスクエア11F

TEL. 03-5744-0300 (代表)



Sony Assurance

ソニー損害保険株式会社

